

外郭団体に関する特別委員会記録

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 会議の日時 | 令和8年7月27日（月）午前10時0分～午後2時24分 |
| 2. 会議の場所 | 第4委員会室 |
| 3. 会議の議事 | 下記のとおり |
| 4. 出席委員の氏名 | 下記のとおり |

協議事項

（教育委員会）

1. 報 告 一般財団法人神戸市学校給食会について

（地域協働局）

1. 報 告 公益財団法人神戸国際コミュニティセンターについて

（福祉局）

1. 報 告 公益財団法人こうべ市民福祉振興協会について

出席委員（欠は欠席委員）

委員長 門 田 まゆみ

副委員長 浅 井 美 佳

理 事 宮 田 公 子

委 員 欠森 田 たき子

うえなか美貴子

河 南 忠 和

原 直 樹

坂 口 有希子

山下 てんせい

松 本 のり子

平 田 正

あわはら 富夫

か じ 幸 夫

山本 のりかず

欠川 内 清 尚

議 事

（午前10時0分開会）

○委員長（門田まゆみ） ただいまから外郭団体に関する特別委員会を開会いたします。

本日は、教育委員会関係1団体、地域協働局関係1団体、福祉局関係1団体の審査を行うため、お集まりいただいた次第であります。

なお、森田委員、川内委員より、病氣療養のため欠席する旨の申出がありましたので、御報告申し上げます。

最初に、写真撮影の許可についてお諮りいたします。

自由民主党さん、公明党さん、日本維新の会さん、日本共産党さん、つなぐさんより、本日の委員会の模様を写真撮影したい旨の申出がありましたので、許可したいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（門田まゆみ） それでは許可することにいたします。

（教育委員会）

○委員長（門田まゆみ） これより教育委員会関係団体の審査を行います。

一般財団法人神戸市学校給食会について、当局の報告を求めます。

竹森事務局長、着席されたままで結構です。

○竹森教育委員会事務局長 それでは、教育委員会が所管いたします一般財団法人神戸市学校給食会の事業概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の事業概要の1ページを御覧ください。

I 給食会設立の趣旨でございますが、当会は、学校給食の食材調達事業の実施体制の強化及び食育事業の支援強化を図るため、学校給食に特化した外郭団体として、平成30年5月に設立され、学校給食において、安全で良質な食材の調達、食育及び地産地消の推進に関する事業を行っております。

次に、II 給食会の概要でございます。

4の基本財産は300万円で、全額神戸市の出捐となっております。

以下、5機構、2ページに参りまして、6職員数及び7評議員・役員を記載しております。

また、3ページから10ページには定款を記載しております。

11ページを御覧ください。

IV令和7年度事業報告でございます。

（1）学校給食用食材調達事業の食材の調達につきましては、教育委員会事務局が作成する給食献立に基づき必要な食材を安定的に調達し、小学校、共同調理場及び民間調理事業者等に供給いたしました。

また、I食材の衛生管理として、納入業者が安全な食材を納入していることを確認・指導するため、（ア）細菌検査・理化学検査を実施するとともに、12ページに参りまして、（イ）工場調査を実施いたしました。

次に、（2）食育・地産地消推進事業でございますが、ア食育支援事業といたしまして、児童・生徒を対象に、多様な体験型の食育プログラムを実施いたしました。

13ページに参りまして、イ地産地消推進事業といたしまして、神戸市学校給食地産地消推進懇話会を開催し、地産地消の新たな基準等を定めた地産地消推進計画を策定いたしました。

14ページに参りまして、新基準による令和7年度の地産地消率は、表の右下10.0%となっております。なお、地産地消推進事業につきましては、後ほど別紙で説明させていただきます。

次に、(3)情報発信事業といたしまして、ホームページのリニューアルや利用者ニーズ把握のためのアンケート調査を実施いたしました。

15ページを御覧ください。

財務諸表について御説明申し上げます。

なお、金額は1万円未満を省略して説明させていただきます。

2事業別収支計算書でございますが、収益の部は、表の左側の欄の下段でございます収益合計が69億6,670万円でございます。

一方、費用の部は、表の右側の欄、下から4番目にございます費用合計が69億6,667万円でございます。

したがいまして、税引前当期一般正味財産増減額が2万円となり、ここから法人税、住民税及び事業税の2万円を差し引きますと、一番下の当期一般正味財産増減額は0円となっております。

16ページから19ページには正味財産増減計算書等の財務関係書類を掲げております。

また、20ページには令和5年度から7年度までの3か年の財務状況を掲げております。

21ページを御覧ください。

V令和8年度事業計画でございます。

(1)学校給食用食材調達事業のア食材の調達では、引き続き安全で良質な食材を安定的に調達いたします。

22ページに参りまして、イ食材の衛生管理では、引き続き安全な食材が納入されていることの確認・指導を行ってまいります。

また、ウ給食中止による食品ロス対策として、気象警報等による休校に伴う食材補償を行うとともに、利用可能なものをフードバンク等へ無償で譲渡する取組を実施してまいります。

次に、(2)食育・地産地消推進事業では、ア食育支援事業といたしまして、学校と農業生産者、JA、食品関連企業、地域等をつなぎ、多様な事業を推進することにより、学校の食育を支援いたします。

23ページに参りまして、イ地産地消推進事業につきましては、後ほど別紙で説明いたします。

(3)情報発信事業では、一新したInstagramやホームページ等の様々な媒体を活用し、神戸の学校給食の魅力等の発信を行ってまいります。

24ページを御覧ください。

(4)業務執行体制及び教育委員会事務局との連携強化としまして、①では当会設立以降初めてとなる固有職員をこの4月に採用し、持続的に安定した業務運営に向けた体制強化を図ってまいります。

また、②として、本年8月に教育委員会事務局の近接地である神戸市総合教育センターに移転し、これまで以上の連携強化を図るとともに、移転を機に業務動線の効率化をはじめとした職員の働き方改革を進めてまいります。

25ページを御覧ください。

令和８年度の事業別収支予算書でございますが、収益の部は、表の左側の欄の下段でございます収益合計が80億6,408万円でございます。

一方、費用の部は、表の右側の欄、下から４番目にございます費用合計が収益合計と同額でございます。

26ページから28ページには予定正味財産増減計算書等の財務関係書類を、29ページにはⅥ令和７年度主要事業計画・実績比較を掲げております。

次に、地産地消推進計画について御説明申し上げますので、次ページの別紙資料を御覧ください。

１．趣旨でございますが、学校給食における地産地消については、北区・西区に農業地帯を有する本市の恵まれた条件を生かし、市内産野菜の優先利用に取り組んできたところでございます。

これまでの地産地消率の最高値は平成29年度の19.8%で、これを基に20%を目標として取り組んでおりましたが、近年は低下傾向となっております。この背景には、市内野菜生産者や生産量の減少、地産地消の基準が神戸の実情に適していないなどの課題がございました。

一方、学校給食におきましては、児童・生徒数は減少しているものの、令和８年１月からの中学校給食の全員喫食移行に伴い、喫食数は増加しております。このような状況を踏まえ、学校給食における神戸にふさわしい地産地消を進めるため、令和７年度に給食関係者による神戸市学校給食地産地消推進懇話会を開催し、新たな基準や具体的な取組内容を議論いたしました。その内容を神戸市学校給食地産地消推進計画として取りまとめ、令和８年度より本計画に基づき取組を推進しております。

次のページに参りまして、２．神戸市学校給食地産地消推進懇話会の開催についてでございます。

（３）内容としまして、①６月会議では、主な意見として、給食で使用頻度の多い野菜の生産をさらに進めるための働きかけや、関係者の緊密な情報共有を促進するルールづくり、神戸の代表的な野菜にフォーカスした取組、生産者のモチベーションにもつながる市内野菜の供給状況を踏まえた基準などに関する意見をいただいております。

そのような意見を踏まえ、②12月会議では、地産地消の新たな基準、目標や目標年次、目標達成に向けた取組を関係者で確認したところでございます。

次のページを御覧ください。

３．神戸市学校給食地産地消推進計画及び取組状況でございます。

（１）新基準は、市内産野菜供給量のうち給食で使用する野菜使用量の割合とし、（２）目標・目標年次は令和６年度実績の9.4%を、令和12年度に５割アップの14%に引き上げることを目指してまいります。なお、令和７年度実績は10.0%となっております。

（３）今後の取組ですが、まず市内産供給量が不足する野菜への対応として、①こうべ給食畑推進事業の拡大に向け、適正品種の栽培試験や新たな担い手による生産拡大等に取り組んでおります。

次に、市内産供給量はあるが給食に十分に使用できていない野菜への対応といたしましては、①一次加工品の導入拡大や新たな加工食品の開発として、来年度の導入を目指し、トマトのダイスカット加工等の調整を進めているほか、②規格外野菜等の活用拡大として、３Ｌタマネギの使用や異なったサイズの混載テストなどを試験的に行っております。

次のページに参りまして、③神戸の代表的な野菜にフォーカスした取組の推進として、毎月、

副食使用野菜の1種類を市内産野菜100%とする神戸ベジセレクトメニューを本年7月から実施するとともに、④献立と収穫時期のマッチング促進として、JAから毎月配信される生育見込み情報も踏まえた献立作成を行っております。

以上、一般財団法人神戸市学校給食会の事業概要につきまして御説明申し上げます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（門田まゆみ） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。この際、当局に申し上げます。

委員会運営の効率化のため、答弁は適当なものについては当該団体の幹部職員からも答弁されるよう特に申し上げておきます。

また、委員各位におかれましては質疑の要点をおまとめの上、簡潔にお願いいたします。

それでは、一般財団法人神戸市学校給食会について、御質疑はございませんか。

○委員（山本のりかず） よろしく申し上げます。神戸市学校給食会における、まずSNS発信の取組と課題について確認させてください。

○堀米一般財団法人神戸市学校給食会常務理事 現在、SNSを使つての発信は、インスタグラムを使つて発信しております。

課題といたしましては、やはり生徒なり児童の顔が写つたりとかいうこともございますので、即座に上げられないとか、学校に確認を取つて、保護者に確認取つてというところで、ちょっとタイムラグが発生するというようなところがありますとか、今まででいいですよと、発信する内容がちょっと固定化していたというようなことが課題と考えております。

○委員（山本のりかず） 私自身、2年前の外郭団体に関する特別委員会においても質疑させていただいた際、同じような答弁——一部重複している——要はプライバシーの関係で写真が上げられなくてタイムラグが生じているという課題もありました。一方で、フォロワー数も、その当時ちょっと低いんじゃないかっていう答弁がありましたけども、2年たつてどのように改善されたのか、もし答弁ありましたら教えていただけますでしょうか。

○堀米一般財団法人神戸市学校給食会常務理事 従前は、SNSで申し上げますと、現在インスタグラムだけなんですけども、それに加えてXでありますとか、フェイスブックも合わせて発信をしていました。いずれもフォロワー数は低いという状況でした。そういう状況でしたので、昨年、ちょうど1年ぐらい前ですね、令和7年度の2学期から、その課題を解決するために、どういったことができるかということを考えたときに、給食会がやっている事業といいますのは、給食食材の調達、それと食育の推進、地産地消の推進がメインでございますので、その内容を適切に分かりやすく発信できる媒体として考えたときに、インスタグラムがいいんじゃないかということで、今、インスタグラムに集約しているところでございます。

その集約した結果、フォロワー数で申し上げますと、従前は400程度だったのが、今は3,200ぐらいおられます、約8倍ということにもなっておりますし、もう1つ御紹介させていただきますと閲覧数ですね、従前は1,000前後であったのが、現在は1万を超えるということ、10倍程度になったり、多いやつは5万を超えるやつもございまして、そのような状況でございます。

○委員（山本のりかず） 効果があつたという答弁だったと、私、認識しております。その中で、保護者の方や関係者の皆さんも、食育っていうのは、今、社会的に非常に興味あるところですので、政令市の中でも当局から報告いただいた内容では名古屋市と福岡市と神戸市ということで、20都市の中でも積極的に発信していただいているという認識ですので、改善、工夫もこれ

まで——積極的に改善していただいて、発信していただきたいことを要望させていただきます。

もう1点が、食育・地産地消推進事業において、小学生を対象に農業体験事業を実施したとの報告がありました。その中で、当該事業に対しては非常に取組を評価しております。子供たちが現場で農業体験を実施することによって、自分たちが、子供たちが食べている食材というのがどういう過程で植物が育って、私どもの口に入るかっていう過程を学ぶというのは非常に大切ですし、自然と触れ合うことによって多くの経験ができるのかなと思ってます。

その中で、対象を拡充してはどうかと思っておりますが、そのあたり小学生に限定せずに、もう少し拡充してもいいのかなと思っておりますけど、そのあたりのお考えがあればお聞かせください。

○堀米一般財団法人神戸市学校給食会常務理事 現在、我々が行っております農業体験事業ですね、各種いろいろございますけれども、農業生産者のお話を聞いて、そして収穫体験を行うというところが主になっております。これは学校で子供にどういうことを教えるのかというところからちょっと拝見しますと、学習指導要領というのがございまして、そこで2～3紹介させていただきますと、小学生であれば自分たちの地域には生産等の仕事があって生活を支えているでありますとか、食料生産に従事している人の工夫や努力を学ぶというようなことが書かれております。一方、中学生でございまして、それぞれ多角的・多面的に考察して理解を深めるようなことを教えるというようなことが記載されております。ですので、農業体験事業という意味では、我々、小学生にぴったりになっているのかなというふうに思いますので、基本的には小学生を対象とさせていただきます。

一方で中学生のほうでございまして、これは先ほど申し上げたように、もうちょっと一歩進んだ理解を深めるということがありますので、我々としては、おさかな教室というのを令和4年度から開始をしております、もちろん魚をさばく実習とかもするんですけども、それに加えて、外部講師を招きまして、瀬戸内海の海洋汚染の実態でありますとか、あとマイクロプラスチックが食物連鎖の中に与える影響とか、こういうことを学ぶようなことをプログラムに入れて、中学生向けの事業を実施しているところでございます。

いずれにしても食育プログラムにつきましては、我々開始してから15年ほどたってきておりますので、やはり食育を取り巻く環境でありますとか、時代に沿ったニーズというのも変化しておりますので、実は今年度、その食育プログラムを全部見直しを今図っているところでございますので、その見直しの中で、先生おっしゃるような部分についても検討をして充実していきたいと、こういうふうに考えております。

○委員（山本のりかず） 今の答弁で了解しました、かつ理解しました。中学生と小学生、テーマを分けていろいろと体験プログラムを実施しているということです。その中で、例えば北区・西区の方、自然が多いとこで、日頃に自然と接する機会ありますけども、山越えて都心部のそういう学校の子供たち、そのあたりもそういう農業体験できるような、拡充できるような仕組みを、今後検討していく際に議題に入れてもらって考えていただきたいなと思ってます。

最後、北区・西区の、逆にその農業生産者の受入れについて、もちろんJAであったり、経済観光局と連携して、既存の農業生産者と連携して受入れしていくのは非常に重要なことだと思いますけども、例えば受入れ側の、新たに取り組もうとした方であったりとか、新しい有機農業をやろうとしている方々とか、スタートアップ農業というのを経済観光局で主体的に実施しますので、そういった方々へのアプローチというか、拡充についての考えがあればお聞かせください。

○堀米一般財団法人神戸市学校給食会常務理事 先ほど御説明させていただきました食育プログラム全体の見直しの中で、内容でありますとか募集方法、あと対象も含めて検討しているところがございます。その枠を広げるという意味では、今現在、企業の方にも参加していただいて、食育プログラムを提供していただいております。出前授業をしていただいたりでありますとか、教材の提供、あと工場見学というようなことを提供していただいているんですけども、この企業の輪を広げようということで、つい先週、給食の食材を取り扱っている事業の皆さんにお声がけさせていただいて、ぜひ参加してほしい、プラス、そのプログラム、いろんな多様なものを出していただきたいということでお願いをしたところでございますので、全体の見直しの中でプラスアルファのところを検討していければというふうに思っています。

○委員（山本のりかず） 了解しました。今後の事業に期待して、私の発言を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（門田まゆみ） ほかに質問ございませんか。

○委員（山下てんせい） 1点だけ。貴団体は、学校給食の食材をしっかりと調達することが、まず第一の使命であると思います。我々も農業生産者の方、あるいは食肉業の方等々、食品を扱う団体の方と日々意見交換等、あるいは要望を受けたりもしているんですけども、昨年度、私が教育こども委員会の委員であったときに指摘させていただいた、やっぱり食肉の食材調達というのが、昨今の物価高、物価高騰によって、非常に厳しさを増しているというふうな業界の事情もありまして、給食では基本的に、ホルスタイン肉のいわゆる子供を産んでいない肉——雌肉の柔らかいお肉を中心に調達していると聞いておりますが、業界のほうからは、経産牛のホルスタイン肉も導入を検討してほしいというふうな要望があったということを共有させていただきました。

この背景は、もうひとえに食材調達というものを主眼に置いて、要望を出されたんだろうと思いますけども、その後、その団体の中で、そういった議論あるいはお話が前に進んでいるのかどうか、状況等、分かりましたら御答弁のほどよろしく願いいたします。

○藤井教育委員会事務局副局長 今御質問いただきました、生肉、牛肉の発注の件ですが、学校給食で使用しております生肉につきましては、教育委員会のほうで御紹介いただきましたように、教育委員会のほうで仕様と上限単価のほうを設定をいたしまして、その範囲内で給食会におきまして調達をしているということでございます。現状、その仕様につきましては、牛肉スライスの仕様としましては、国産のもも肉の赤身90%以上のもの、ただし御紹介いただきましたとおりホルスタインの雌を除くというふうに現在定めております。これにつきましては、生肉を使用することで、子供たちに柔らかくて新鮮でおいしいものを提供したいということの考えの下、提供を始めさせていただいております。

御紹介いただきました神戸食肉事業協同組合様のほうですけれども、先ほどお話もありました委員が常任委員会のほうで御説明、御要望等もいただきました前後だったと思うんですが、私たち事務局のほうといたしましても、当組合のほうと意見交換をさせていただいているところでございます。検討状況につきましては、内部の検討はさせていただいているところです。今日、改めてこのようなお話、それから団体様のほうからもお聞きをしておるところでございますが、本市としましては、これまでと同様、子供たちに柔らかく、新鮮でおいしい牛肉を提供するという生肉導入の趣旨を踏まえつつ、今後、生肉の使用を継続的に提供できるよう、安定的にその量が確保できるのか、それから献立に対応できる質であるのか、このあたりも中心にしながら、そうい

った視点を持ちながら、同組合と協議を継続していきたいというふうに考えてございます。

- 委員（山下てんせい） 業界の要望にしっかり耳を傾けてくださっているというのは非常にありがたい話だなというふうに思っておりますが、実際問題、食材の調達というのはなかなか、いわゆる机上でそろばんはじいて把握できるものではないと思います。実態というものがあると思います。そういった観点の中で、やはり当然、食材ですから、おっしゃるとおり柔らかいお肉で、子供たちに生肉というものに触れさせたいというふうな希望というのは分かるんですけども、それはやっぱり調理の仕方とか、いろいろ工夫があって、当然、業界の方の受け売りを聞くんらば、調理の仕方ですらどうとでもなるというふうな背景もあるかと思いますが、そういったことも踏まえて、食材調達の柔軟性というものをしっかり念頭に置いて、食材の調達が無理のないように、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

- 委員長（門田まゆみ） ほかに御質疑はございませんか。

（なし）

- 委員長（門田まゆみ） ほかに御質疑がなければ、教育委員会関係団体の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

それでは、ここで次の地域協働局が入室するまでの間、暫時休憩をいたしたいと存じます。

（午前10時26分休憩）

（午前10時29分再開）

（地域協働局）

- 委員長（門田まゆみ） ただいまから外郭団体に関する特別委員会を再開いたします。

これより地域協働局関係の審査を行います。

公益財団法人神戸国際コミュニティセンターについて、当局の報告を求めます。

金井地域協働局長。

- 金井地域協働局長 地域協働局長の金井です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

地域協働局が所管しています公益財団法人神戸国際コミュニティセンターの事業概要について御説明いたします。

令和8年度事業概要の1ページを御覧ください。

まず、財団設立の趣旨です。

当財団は、神戸のさらなる国際都市の発展を目指し、開発途上国を中心とする諸外国の抱える諸問題を解決するための国際協力を行うとともに、市民の国際交流の促進、多文化共生の推進などにより、地域の国際化を進め、もって国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的としております。

次に、財団の概要です。

設立は平成5年7月、基本財産は3億円で全額を神戸市が出捐しています。

2ページには当財団の機構及び職員数を、3ページには評議員・役員等を、4ページから12ページにかけましては定款をそれぞれ記載しておりますので、後ほど御覧ください。

13ページを御覧ください。

令和7年度事業報告です。

新長田・三宮・御影の拠点等を活用し、関係機関との連携を図りながら、国際交流・多文化共生、留学生支援及び海外事務所運営といった事業を推進しました。

国際交流・多文化共生事業として、地域において日本人と在住外国人が相互理解の下、共に安全で安心な秩序ある生活を送ることができる多文化共生社会の実現を目指して各事業を実施しました。

（1）地域日本語教育体制整備事業では、関係機関の協力体制の下、日本人と在住外国人との相互理解の促進のため、外国人の日本語能力やコミュニケーション能力の向上を目的として日本語教育を実施しました。

具体的には、①日本語学習機会の提供として、登録日本語講師による対面またはオンラインでの初級日本語クラス開催等を行いました。

14ページを御覧ください。

②地域日本語教室との連携では、地域で日本語教室を開催する団体に対して、運営経費の一部を助成しました。

③日本語教育に関する人材の育成等では、日本語学習支援者及び支援に関心のある者を対象に講座を実施するとともに、区役所職員向けにやさしい日本語研修を行いました。

15ページを御覧ください。

（2）情報提供・相談など総合窓口の運営では、在住外国人が日本で生活する上で必要な情報を得るための相談・情報提供を行うとともに、国際交流・多文化共生に資する活動を行う団体向けに貸会議室を提供しました。

16ページを御覧ください。

②一元的相談窓口事業では、窓口及び電話等で在住外国人等からの各種問合せや日常的な相談を多言語で受け、行政情報や生活情報の提供を行いました。

17ページを御覧ください。

③通訳翻訳支援事業では、三者通訳事業や同行通訳事業を実施しました。

④災害時外国人支援・防災啓発事業では、多文化防災リーダー育成・活動支援事業として、地域において日本人住民と協力しながら主体的に防災活動を担える外国人材を育成し、実践的な活動の支援をしました。

19ページを御覧ください。

⑤ウクライナ避難民支援事業では、外国人支援団体等と連携を図りながら、市内のウクライナ避難民に対するワンストップ生活相談窓口の設置や、自立に向けた支援を実施しました。

（3）在住外国人支援・国際交流事業では、大学や外国人支援団体等と連携し、日本人と在住外国人との相互理解を深めるための事業を実施しました。

②地域国際化推進事業助成では、地域における国際交流、多文化共生を推進するため、民間団体等が主催する事業に対して助成しました。

（4）ふたば国際プラザ運営では、地域と共に進める多文化共生の国際交流施設として、長田区のふたば学舎内で、在住外国人に対する生活ガイダンス等を実施しました。

20ページを御覧ください。

（5）担い手の育成・活用では、地域で活動するボランティア等の人材を育成するため、知見や

経験を有する専門家などを招き、各種研修や講座を実施しました。

21ページを御覧ください。

留学生支援事業については、神戸と海外との交流のかけ橋となる人材として、留学生とのつながりを強めることを目的に各事業を実施しました。

（１）奨学生事業では、①奨学生の選考として、市内大学に在籍する私費留学生の中から、神戸・菅原奨学金の奨学生30人を選考しました。

22ページを御覧ください。

②奨学生関連事業では、ア．市民との交流機会の提供として、奨学生が企画する市民との交流イベントを開催しました。

イ．奨学生による神戸市情報等の発信では、奨学生がSNSを活用し、神戸のお勧めの場所等の情報を発信しました。

23ページを御覧ください。

そのほか留学生に対しては、（３）地元企業への就職活動等の支援として、外国人のための合同企業説明会を神戸市海外ビジネスセンターと共催しました。

24ページを御覧ください。

海外事務所の運営事業として、神戸の友好都市である天津との交流を促進するとともに、国際医療や経済の交流、中国からの観光客の誘致等に取り組みました。

25ページを御覧ください。

令和７年度の事業別収支計算書です。

当財団の会計は、公益目的事業会計・法人会計の２区分で管理しており、公益目的事業会計については、国際交流・多文化共生事業、留学生支援事業、海外事務所運営事業の３事業に分けています。

なお、説明に当たり１万円未満を省略いたします。

まず、収入の部ですが、公益目的事業会計・法人会計の２会計の当期収入合計に前期繰越収支差額を加えた収入合計は２億3,427万円です。

次に、支出の部ですが、公益目的事業会計・法人会計の２会計の当期支出合計は２億2,358万円で、次期繰越収支差額は1,068万円です。

26ページから34ページにかけて、正味財産増減計算書・貸借対照表・財産目録等を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして35ページを御覧ください。

令和８年度事業計画です。

令和８年度は昨年度に引き続き国際交流・多文化共生、留学生支援、海外事務所の運営の各事業を実施します。

以下、令和８年度に新たに取り組む内容を中心に御説明いたします。

国際交流・多文化共生事業の（１）地域日本語教育体制整備事業では、①日本語学習機会の提供として、御影にほんごプラザでの初級日本語クラスの終了に伴い、在住外国人が多い魚崎地区で新たに初級日本語クラスを開催するとともに、企業内日本語教室立上げを希望する企業へのアドバイスを開始します。

38ページを御覧ください。

④災害時外国人支援・防災啓発事業のア．多文化防災リーダー育成・活動支援事業では、昨年

度に引き続き地域等において主体的に防災活動を担う人材の育成に取り組むとともに、昨年度育成したリーダーの主体的かつ持続的な活動を支援していきます。

40ページを御覧ください。

（６）地域共生サポーターでは、日本人と外国人が共に安心・安全で秩序ある生活を送ることができるよう、地域住民の不安を受け止める人材としてＫＩＣＣに地域共生サポーターを配置します。

43ページを御覧ください。

経営改善の取組状況です。

令和８年度は（１）財団機能の重点化の推進として、市内大学との連携の拡充を模索し、人材育成や相互の人的・知的資源や施設の活用による国際交流・多文化共生・地域貢献活動の充実を目指します。また、在住外国人だけでなく日本人にとっても分かりやすい広報の在り方を検討します。

（２）組織力の強化・人材育成では、令和８年度に取り組む事業のうち、特に重点を置く日本語学習支援事業において、人材配置や事業環境の整備を行うとともに、地域において日本語学習支援や多文化共生のまちづくりを担う人材の育成に取り組みます。

44ページを御覧ください。

令和８年度事業別予定収支計算書について御説明いたします。

まず収入の部ですが、公益目的事業会計・法人会計の２会計の当期収入合計に前期繰越収支差額を加えた収入合計は２億４,７８５万円となる見込みです。

次に支出の部ですが、公益目的事業会計・法人会計の２会計の当期支出合計は２億３,５４６万円で、次期繰越収支差額は１,２３８万円となる見込みです。

45ページから49ページにかけまして、予定活動計算書や予定貸借対照表等を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上、公益財団法人神戸国際コミュニティセンターの事業概要について御説明いたしました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（門田まゆみ） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。この際、当局に申し上げます。

委員会運営の効率化のため、答弁は適当なものについては当該団体の幹部職員からも答弁されるよう特に申し上げておきます。

それでは、公益財団法人神戸国際コミュニティセンターについて、御質疑はございませんか。

○委員（河南忠和） ２点お伺いをいたします。まず、１点目、天津事務所との双方向の都市交流についてお伺いしたいと思います。

令和８年の定例市会、３月２７日の一般質問で、今西副市長からは、現時点では天津事務所の存廃は考えていないものの、海外事務所の運営体制や事業内容については、費用対効果や本市の施政方針を踏まえ、不断に改善・見直しを行っていくとの答弁がありました。天津に現在置かれているのは神戸市側の事務所があります。これは１９８５年に開設されたと思います。一方で、神戸市の年表を見てみますと、１９９９年３月２３日に、天津側の拠点として天津・神戸経済貿易連絡事務所というものが神戸市内に開設をされています。天津市から職員が派遣されて、経済・貿易・物流などの情報交換を担っていたと思います。現在はこの天津市側の事務所は存在していないと認識をしていますが、この認識で間違いはないのかということと、この事務所がいつ、どのような理

由で活動を終えたのか、当時の経緯や成果、把握されている範囲でお願いいたします。

○永峰経済観光局部長　ただいまの御質問について答弁をさせていただきます。

御指摘のとおり1999年に天津側の事務所も神戸のポートアイランドのほうに設置をされたというふうに認識をしております。その数年後には、一旦廃止という形になってございます。そのときの詳しい経緯のところまで、ちょっと今現在お答えできる情報はないんですけれども、そういった事実関係がございます。

以上です。

○委員（河南忠和）　ということは数年間設置されてたけども、天津市さん側が所期の目標に達せなかったから廃止をされて、現在に至るのかなと思うんですが。友好都市交流というのは、双方が同じタイプの事務所を別に置く必要はないと私は思っています。ただ、一方で、今現在では神戸市側だけが天津に事務所を置いて、人員と予算を継続的に負担しています。それが神戸市民に対してどのような成果が神戸に還元されているのかというのを、明確に説明する必要があると私は思っています。

現在の天津事務所は、先ほど概略でおっしゃっていただいたように、経済文化交流とか、神戸市の情報発信というのを中心にやっているとありますが、例えば天津市に対して、神戸市内への連絡窓口の再設置や、天津市職員の定期的な派遣と交流を働きかけてきたんでしょうか、これまでに。

○永峰経済観光局部長　天津側に、神戸に再度事務所の設置を働きかけてきたかというところに関しては、私の知るここ数年の限りは、そういった動きは取ってはいません。ただ、一方で、おっしゃるとおりこの相互の交流というところは非常に重要でございまして、おっしゃるような視点も重要かというふうには思っております。

○委員（河南忠和）　そこで私、思い浮かんだのが、やっぱりK I C Cなんですね。こういった、まず国際交流をやっている団体があるということですから、例えば、K I C Cの中に天津市側の連絡窓口のようなものを設置してもらえないとか、例えば人を置くのが難しかったら、例えばオンラインで何か、オンラインのテレビを置いて、何かあれば向こうとコミュニケーションできるみたいな、費用を抑えた考えもできると思うんですね。

今後、天津事務所の不断の見直しをしていくという今西副市長からの答弁から考えると、神戸から天津に対して情報を発信した回数だけではなくて、天津から神戸への企業進出、ビジネスマッチングとか観光とか、神戸側にもたらされた具体的な成果と交流の双方向化というのを、評価というか、改善・見直しを加えていくべきだと思うんですが、この考え、いかがお考えになりますでしょうか。

○永峰経済観光局部長　ただいまの質問についてお答えをいたします。

天津市とのこの双方向の交流というところに関しまして、現状、天津、中国側からの企業進出とか、PRとか、教育交流、様々な活動のこの打診、もちろんたくさんございます。その窓口を、現在は天津事務所の職員が天津からのお話を受け取って、神戸市側と調整をしているというような状況ではございます。ただ、おっしゃるとおり、この相互の交流という意味では、御指摘のポイントもあろうかというふうには思っております。今後、こういった天津との交流の在り方、それは事務所の在り方も含めて、検討すべき課題かというふうに思っております。

○委員（河南忠和）　こういったことは、やっぱり相互主義なんですよ。片方だけじゃなくて、両方やっぱり歩み寄ってやっていかなくちゃいけないと思いますんで、ぜひ、例えばK I C Cか

ら天津市へ、神戸での連絡機能のようなものを設置したらどうかと問いかけていただきたいとも思いますし、また対等で双方向の交流体制をつくっていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

続きまして、K I C Cを基盤とした神戸版ウエルカムセンターということについてお伺いをいたします。

実はこの質問をしようと思ったのが、この5月にハンブルクへ行ってきました。局長、ドイツのことをよく御存じだと思うんですけども、そのときにハンブルクの外国人の事例というか、外国人が来たときの在留資格とか住居、その辺の今のドイツが抱える問題を、ハンブルク市の事例を通して教えてもらったわけなんですけども。

その中で、これは面白いなと思ったのが、ドイツのハンブルク市の中にハンブルクウエルカムセンターというのがあるんですね。これは何かっていったら、一言で言うたら出入国在留管理から労働関係、ハローワーク、福祉、教育、経済団体、大学まで、ワンストップサービスを行っているわけなんです。外国人本人だけではなくて、家族や受入れ企業に対しても、在留とか就職、外国資格の認定とか、語学、生活の相談を受けて、関係する行政機関や支援団体につなぐ総合窓口として機能していると。たらい回しにされない仕組みというものが与えられているということだったんですね。

ここで私、またひらめいたというか、頭に浮かんだのがK I C Cやったわけなんです。K I C Cもよく似たプラットフォームでやってると思うんですけども、これまで蓄積した知見とかを、ネットワークを生かして、神戸版ウエルカムセンターというのを発展的にできないかというのをちょっと思ったんです。もちろんですけども、在留資格の審査や許可は国の権限ですから、K I C Cが行うことはできませんけども、例えばさっき言ったように、オンラインで何か結んでいるとか、ワンストップで情報が全部手に入るような仕組みをつくったらどうかなと思うわけなんです。具体的に言うたら出入国在留管理局や兵庫労働局やハローワークとか、神戸市の福祉・教育・経済部門とか、経済団体、大学などの定期相談、オンライン相談、情報共有を強化したらどうかと思うのですが、この点に関してこういったウエルカムセンター的なものを神戸でスタート、K I C Cをベースとしてつくるといってお考えというのはどうでしょうか、感想をちょっといただきたいと思います。

- 金井地域協働局長 ただいまの御提案いただいたウエルカムセンターについてですけども、こういう機能を持つということは、すばらしいことだなと思うんですけども、若干、やっぱり課題になっているのは、ハンブルクというのは特殊な事例でありまして、やっぱり特別市という形になって、あれは1市で州の形を持っているので、恐らく国の政府と同じような機能を持っているんだと思うんですね。そういう市であるからこそ統合することができるとは思うんですけども、やっぱり日本の場合は、それぞれの省庁に分かれている部分がありますので、県との役割の関係もあって、これをどうつなぐかっていう課題はありますけれども、K I C Cが将来的に情報発信——今でも総合情報相談窓口みたいなものを持っていますけれども、こういう部分をどう機能を発展させるかというのは、検討していくべきだと思いますけども。その中でも唯一、やっぱり検討を考えなきゃいけないなと思ってるのは、国と市の役割という部分は十分に考えた上で、国が秩序ある共生制度をしっかりと出した上で、ここは国がやりますと、ここから先は市がやってくださいという部分を出していただければ、我々もある程度、検討していけるのかなと思ってますので、またぜひいろんなアイデアをいただければと思っていますので、よろしくお願いします。

○委員（河南忠和）　すぐには難しいと思ってるんです、私も。ただ、考え方として様々な機能を1個、プラットフォームという形ではK I C Cというのは大変面白いんじゃないかなと思って、今、提案したわけなんです。ぜひ夢物語と思わずに、だからこそ神戸を選んで働きたいとか、だからこそ神戸で勉強したいという人も、もしそういった機能があれば増えるかもしれませんので、ぜひまた御検討をいただきたいと思います。

またこれももう1点、機能として考えていただきたいのが、神戸も外国人の方がいろいろ増えてると思うんですね。その中で、この土曜日にラジオ体操に東遊園地に行ったんですよ、6時半頃。そしたら外国人が3人ぐらい芝生の上で寝てるんです。周り、ごみだらけ。これはね、見たときに、どこの国の人か私も分かりませんが、アジア系の方でした。この場面を見たときに、やっぱり何て言いますかね、快く思う方は多くないと思うんですね。やっぱり違和感しかないということなんですね。

こういったことを防ぐために、それこそK I C Cの機能として、日本、神戸の守るべき法令とか地域のルールとか、こういったことを来日されてからでもしっかり伝えるというのを、区役所に任せるんじゃなくて、K I C Cのほうで行政的な支援というか、しっかり勉強してもらい、理解してもらおう。そういった機能を区役所がトップでやるんじゃなくて、ちょっとK I C Cでやったらどうかと思ったんですけども。そういった外国人に対するルールの徹底とかのプラットフォームに、K I C Cがなれないかということについての質問ですけども、御答弁よろしく願いいたします。

○東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長　ただいまの御指摘につきましてですけれども、K I C Cのほうではふたば国際プラザというところを持っておりまして、こちら民間のNPOのほうに運営委託をして、運営をしているところでございます。こちらのほうでは生活ガイダンスという事業をやっておりまして、今、先生がおっしゃったような、いろんなその日本の生活のルールですね、これについてセミナー形式で教えるというような取組をやっております。

今御指摘ありましたように、いろんな問題が市内で起きているということもあるかと思いますので、そういった情報を我々、今年度、地域共生サポーターということで、地域に入り込んで日本人住民の方の声もお聞きしていくといった取組を行いますので、そういったところと連動させて、そのふたば国際プラザでの生活ガイダンスに生かすであるとか、そういったことについて今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（河南忠和）　私も日本人住民の声なんでね、受け止めていただきたいんですけども。やっぱり自ら進んでそういうことを学ぼうという方じゃなくて、日本に何らかの理由で来られた方に、しっかり教えるというのを、やっぱり地域協働局なりK I C Cがしっかり旗振っていただきたいんですよ。

この間、たまたまですけども、神戸ムスリムモスクの理事長の方とお話をして、やはりごみの問題で私、住民から相談を受けててね、理事長に御相談したところなんですけど、かなり新たな外国人の方が日本に来ているということで、その日本のルールっていうのは、やっぱり現地の国のルールとは全く違うレベルですと、はっきりおっしゃったんです。ですので、それはやっぱりルールをまず理解してもらおうということを、どこでやるかっていうところなんですね。だから、それをぜひK I C Cとか——これが地域協働局の業務になるのか分かりませんが、一括してそ

の辺をもうちょっと強化していただかないと、肌の色が違うだけで、むやみやたらと摩擦が起きてしまうというようなことになってしまうので、その辺はK I C Cのプラットフォームをぜひ利用いただきたいなど。今、長田の場所をちょっとおっしゃっていただきましたけども、その辺、もう1回ちょっと御答弁お願いいたします。

○東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 国においても、今、総合的対策ということで、来日した在住外国人に対して国の責任で何をするのか、それから自治体の責任で何をするのか、こういったことが今後、整理されていくかと思います。その整理の下で、地域国際化協会であるK I C Cとして、市ともいろいろ連携しながら、こういった取組をしていくのかということを、検討していくことになるかと思います。今、先生から御指摘があったことも踏まえて、検討していきたいというふうに考えております。

○委員（河南忠和） ぜひ、そういった神戸市民に、住民に不安を起ささないように、かつ、ただ神戸市も港町として、いろんな方をやっぱり受け入れてきてた背景もありますから、そういった無駄なトラブルが起こらないように、ぜひその辺、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（門田まゆみ） ほかに御質疑はございませんか。

○理事（原 直樹） 2点ありまして、まず1点目です。K I C Cの事業内容を確認しますと、生活相談窓口での通訳や区役所等からの依頼に基づく三者通訳事業、公的機関での相談に同行する通訳事業、さらには行政情報の多言語翻訳及びネーティブチェックといった事業が実施されています。これほどA Iによる翻訳技術や音声認識機能が劇的に向上し、誰でも容易に翻訳アプリを利用できる現在の環境下において、当法人がこれまでと同様の体制で外国語翻訳や通訳事業を広く担い続ける必要があるのか、疑問を感じております。

K I C Cの窓口では、既にタブレット端末等を用いた対応がなされていると承知しておりますが、行政の効率化と公金の適正な執行の観点から、A I翻訳技術をさらに積極的に導入、代替させることで、現在の通訳翻訳事業に係るコストや人員体制を効率化、削減できると思いますが、当局の見解をお伺いします。

○東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 御指摘のとおり、このA Iによる音声認識機能であるとか、あるいは翻訳通訳技術ということは、非常に進化をしてございまして、K I C Cにおきましても、この相談業務に必要な情報を調べる際にA I機能を使って検索をしたり、あるいは多言語スタッフやタブレット端末を使ったテレビ電話通訳サービスで、対応していない言語を話す在住外国人が来館されたときに、この翻訳アプリを使用して対応したりする等、こういったA I技術につきましては既に活用しているところでございます。

一方で、こうした事例を重ねる中でですけれども、例えばその翻訳アプリを活用して、対面の相談をする際も、なかなか意図している訳が表示されないのか、相談者が意味が分からずに困惑されるような場面もまだちょっとありまして、A I技術の精度という意味では、まだこれから見ていく必要があるのかなというふうに考えております。

また、相談ということになりますと、外国人からの相談という性質上、相談者の背景にある文化的なところとか、あるいは言葉のニュアンスを踏まえた通訳につきましては、現時点ではですけれども、同じ母国にルーツを持つスタッフによる通訳を介したほうが、相談はスムーズに進むという面があるのも、現在では事実でございます。ただ、A I技術の活用は、業務の効率化に資すると、これは間違いございません。今後の活用としましては、例えば翻訳業務につきまして、

まずA I 翻訳を行った原稿を人の目で確認をして修正するということで、時間の短縮、業務効率化を図ることができるのではないかと考えておりますので、そういった取組はしていきたいというふうに考えております。

A I 技術の進展につきましては、今後も注視をしていきまして、A I の活用により効率化できる場所、かえって弊害が出る場所などをしっかり見極めながら、取り入れられるところは積極的に取り入れていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○理事（原 直樹） 御答弁ありがとうございます。私も実際に外国の方と、この翻訳アプリを介してコミュニケーションを取る機会が多々ありますので、今回この質問をさせていただきました。その外国の方とコミュニケーションを取る際、今から半年ほど前であれば、通訳の方を介してコミュニケーションを取っていたんですけども、ここ最近では、もう通訳の方を介さずとも、A I を活用した翻訳アプリのみで、その外国の方とコミュニケーションが取れるようになったなというふうに、私は実感しております。

今、御答弁の中で、翻訳アプリを使ったとしてもコミュニケーションが取れない場合があるという御答弁ありましたが、やっぱりそのアプリの使い方にもコツがあると思うんですね。例えば、方言はなるべく使わないようにして、標準語のイントネーションとかアクセントを使うようにするとか、あとは翻訳してなかなか相手に伝わらないなという場合には、違う言い回しで再度、その翻訳をしていくとか、そういうある程度コツがあると思います。そういったコツを、また相手方に伝えていけば、そういったコミュニケーションの弊害というのでも解消されるんじゃないかなと思います。このスマートフォン・タブレットを利用することが困難である方については、今までどおりの対応をする必要があると思いますけども、行政の効率化という観点からは、引き続き改善すべき点は改善していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて2点目になりまして、生活ガイダンス等におけるA I ツール活用レクチャーの導入についてです。

K I C Cが運営するふたば国際プラザなどでは、来日して間もない外国人市民を対象に、生活に必要な制度や情報についてのガイダンスを実施されております。この初期支援の重要なプログラムの中に、区役所や病院の窓口等で実践的に使えるスマートフォンの無料A I 翻訳アプリの効果的な使い方のレクチャーを組み込み、彼らが早期に自立して生活できる基盤づくりを支援すべきではないでしょうか、当局の見解をお伺いします。

○東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局 今御指摘のあった点につきましてでございます。繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたように、このA I によるこの音声認識機能、翻訳通訳技術というのは非常に進化しているところで、また無料で使える翻訳アプリも複数あるところでございます。各種窓口等で、こういった翻訳アプリを使ってやり取りをしているという話も聞きますので、先生おっしゃるように使い方を知っておくことは、在住外国人にとっても有益であると思われまします。今後この生活ガイダンスの内容に組み込むことにつきましては、ふたば国際プラザの管理運営を委託しているN P O 法人と相談をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○理事（原 直樹） 前向きな御答弁、ありがとうございます。このレクチャーというの、そんな大層な話じゃないと思いますのでね、その外国の方が所有しているスマートフォンに、その翻

訳アプリをインストールして、操作方法を伝えたら、あとは実際に発話して、もう慣れていくっていう、ただその繰り返しになると思いますので、またこのあたり御検討いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（門田まゆみ） ほかに御質問はございませんか。

○委員（うえなか美貴子） 資料の17ページにあります、多文化防災リーダー育成・活動支援事業についてお尋ねします。

当事業は、地域において日本人住民と協力しながら、主体的に防災活動を担う外国人人材を育成することを目的とした事業と認識しております。この認定の基準についてまずお伺いしたいんですが、資料によりますと、昨年度33人が多文化防災リーダーとして認定されたとのことですが、どのようなプログラムを修了して認定を受けたのか、その認定の基準と要件をお伺いいたします。

○東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 多文化防災リーダーについてでございます。令和7年度は3回、計3日間の育成プログラムを修了した方を多文化防災リーダーとして認定しております。少し、育成プログラムの内容というお尋ねでしたので、詳しく御説明させていただきます。

育成プログラムにつきましては、DAY1、DAY2、DAY3に分けて実施しておりまして、DAY1では災害を知るということをテーマに、消防局の協力を得まして、市民防災総合センターで座学で学ぶとともに、模擬災害体験を行ってございます。それからDAY2では、災害に備えるということテーマにいたしまして、危機管理局職員の講義の後、神戸学院大学の防災活動サークルである防災女子というグループがあるんですけども、こちらの協力を得まして、共に災害食のアレンジレシピをつくるという体験をしてございます。それから、DAY3では、災害が起きたらということテーマにいたしまして、こちらは長田区連合婦人会の協力を得まして、ふたば学舎において模擬の避難所体験、それから婦人会の皆さんから震災の体験談を直接聞くとともに、一緒に炊き出しを行っているところでございます。

認定の要件ということでいきますと、育成プログラムには原則として3回とも参加することを認定の要件としておりまして、都合でどうしても参加できない場合は、1回までは欠席を認めたんですけども、その場合もレポートを提出させるといったことで、代替の課題を課した上で認定を行っているところでございます。なお、今年度から、令和8年度は3回・3日間の育成プログラムを修了するとともに、地域の防災訓練などの防災活動に3回参加することを認定の要件というふうにしているところでございます。

以上でございます。

○委員（うえなか美貴子） ありがとうございます。3日間だけでは、ちょっと学ぶことが、認定をもらうのにはちょっと甘いのかなと一瞬思ったので、その後の3回訓練を受けるということは、ひとつちゃんと実際の現場に携わるという意味で意義があることだと思いました。

今、多文化防災リーダーになられた方が、SNSで発信してくださっております。あれは御自身の通う大学においてでしょうか、防災について知ろうといった発表活動がSNSで投稿されていました。すごくこの活動自体は意義があると思います。一方で、この事業の目的というのは、本当に実際の災害時、外国人住民が地域の住民と協力しながら、本当に防災活動の担い手人材を育成することだと思っております。なので、この講座や啓発活動にとどまることなく、先ほどおっしゃってありました防災訓練、防災活動にどんどん参加することが重要だと思っております。

それで、お伺いしたいんですけども、昨年度認定された33人のうち、実際、地域の防災訓練、防災活動に何人参加されて、具体的にどんなふうにその外国人の方が防災リーダーとして力を発揮されたか教えてください。

- 東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 昨年度は、多文化防災リーダーは5か所での地域の防災訓練に参加をさせていただきまして、認定された33人のうち30人が、いずれかの訓練には1回また複数回参加をしているところでございます。具体的にどのような訓練をしたかというところでございますけれども、地域の防災訓練におきましては、防災福祉コミュニティの皆さんの御協力をいただきまして、指導を受けまして、例えば消火器訓練であるとか、あるいは人形を使用した瓦礫の下からの救出訓練であるとか、AEDの使用であるとか、担架搬送であるとか、バケツリレーであるとか、車椅子の方の補助訓練、こういった多岐にわたる体験をしておりまして、これらを体験した後に防災福祉コミュニティの皆さんの理解と御協力をいただきまして、訓練を運営する側のお手伝いに回るようなこともございました。要は支援される側ではなくて、防災活動の担い手としての意識を持って取り組んでもらえたというふうに考えてございます。

昨年度に育成した多文化防災リーダーにつきましては、今年3月に振り返りの会ということで実施をしております、その中で今年度の活動計画も立ててございます。御指摘のとおり、やっぱり実際の災害を想定した実践的な訓練の参加というのは非常に重要であると私たちも考えてございますので、今年度の各チームの活動計画にも盛り込んでもらっていきまして、各チームにおいて参加できる活動に参加することを予定しております。今後、各区で行われる防災訓練の情報について、KICCのほうから各チームに提供していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 委員（うえなか美貴子） ありがとうございます。大学や婦人会や防災福祉コミュニティ——防コミの方、いろんな地域の方がこうやって協力しあって、防災リーダーを育てくださっていると思うので、ぜひどんどん参加をしてもらって、自身の力を発揮できるようなシステムであってほしいと思っております。

最後に、この活動の継続性についてお伺いいたします。昨年、多文化防災リーダー認定されたのが33人、きっとまた今年も新たなリーダーが認定されることと思うんですけども、そういった方々が大学卒業とか、就職とかを機に帰国される方もいらっしゃると思うんです。せっかく育成した人材や、そこで得た知識とか経験を一過性のものにしないためにも、ぜひ1期生、2期生、それからこれから続く期を超えてのつながり、継続的に活動できるネットワークやサークルのような組織づくりも有効ではないかと考えます。認定後のリーダー同士のつながりを、これからどのように維持をされ、継続的な防災活動につなげていくのか、今後の展開についてお伺いします。

- 東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 やはり育成した多文化防災リーダーが、同じ大学の後輩の留学生に、この防災に関する知識であるとか、多文化防災リーダーとしての活動を引き継いでいってもらえるような流れができることが、活動の持続性にとっては重要であるというふうに考えております。そのためには、先ほど委員のほうから御指摘ございましたが、継続的に活動できるサークルのような組織づくりというのも、1つの効果的な手段かなというふうに思っております。昨年度と今年度と継続しまして多文化防災リーダーには、ちょっと具体的な大学名を申し上げますと、日本経済大学の神戸三宮キャンパス、それから流通科

学大学、神戸国際大学、それから、これは大学を超えた学生の団体でございますけど、在日インドネシア留学生協会神戸支部——これ略称でP P I K O B Eというふうに申しますけど、こちらからそれぞれ留学生に応募をしていただいているところでございます。

日本経済大学のほうは、もともと国際交流とかボランティア活動を行うサークル、ユネスコクラブというのがございまして、今回の多文化防災リーダーにもこのユネスコクラブに所属する留学生が応募をしてくれております。また、先ほど申し上げましたP P I K O B Eでは、もともと組織化をされているものでございます。

それから、流通科学大学におきましては、昨年度認定したリーダーが中心となって、新たに防災サークルを立ち上げております。神戸国際大学においては、サークル化はなされていないんですけれども、活動に対しては大学からの評価と協力をいただいております。昨年度認定したリーダーが、大学の授業の中で留学生に対して活動の紹介及び防災啓発を行う機会を提供いただいております。これ先ほど先生が御指摘された案件でございます。これらの大学、団体につきまして、1期生、2期生、またその先へと継続的に活動が引き継がれていくものというふうに期待をしているところでございます。

育成プログラムを経て認定されたリーダーなんですけど、翌年度からは自立的に活動をしていただくことを基本としてるんですけれども、その活動に対するサポートはK I C Cとしても行うこととしてまして、昨年度認定したリーダーに対しては、本年7月にフォローアップ研修ということで、消防局の協力も得まして市民救命士講習を行ってございます。こういった形で認定後もリーダーたちが集まる機会を設けることで、大学や団体を超えた横のネットワークの継続のほうにもつなげていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

- 委員（うえなか美貴子） ありがとうございます。ぜひその大学でのサークルとか、大学での活動が、もっともっとアピールされて、ほかのいろんな大学の方が、外国人の方が、この多文化防災リーダーを目指してもらえよう、そういったように大学も広げていけたら素晴らしいんだろうなと思っております。御回答ありがとうございます。
- 委員（山下てんせい） この流れでちょっと1つ質問させてもらうんですが、この多文化防災リーダーの育成プログラムですね、昨年は9月から10月にかけて行われたということなんですが、取材を希望される場合は、取材申込みに記載のとおり事前に申込みをお願いしますって書いてあるんですね。取材がどれぐらいあったのかなっていうのを、まずちょっとお伺いしたいんですけど。
- 東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 すみません、ちょっと今、正確な数字が手元にないんですけども、私が知ってる限りでも、結構、新聞社等の取材には入っていただいていたかというふうに思っております。実際に新聞記事にもなっていたかと思いません。ちょっとすみません、件数につきましては、今手元に数字ございません。後ほど御報告させていただきます。
- 委員（山下てんせい） 結構あったと思うんですよ。私もそのように覚えています。先日も多文化防災リーダーの市民救命コースの研修を行いましたというふうな報道をたまたま見かけて、あの水色のB E K O B Eビブスをつけて。非常に素晴らしい活動だなと思うので、どうせやるんやったら、やはりちょっとこういった広報といいますか、いわゆるマスコミへの売り込みというのも、しっかり考えたりとか。あるいは、もちろんテレビもそうなんですけど、ラジオ等、そう

いったところでのPRというのも、もっと頑張っていけばいいのと思うんですけど、何かそういった腹案はございますか。

○東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 幸いなことに、先生も今おっしゃっていただきましたように、割とマスコミの方からも注目をいただいている事業かと思っ
てまして、新聞記事、それからテレビでの番組にも取り上げていただいたりしているところでござ
います。こういった機運を逃さずに、我々としても、我々のほうから積極的に、このメディア
のほうに働きかけていくといったことをしていきたいと思っておりますので、今後そういった形
で進めていきたいというふうに考えております。

○委員（山下てんせい） 今後、やはりいわゆる省庁の強靱化ということを考えると、防災庁の誘
致というものを、やはり兵庫県と神戸市は中心で考えていると思います。最終的に選考の決め手
となる要素の1つではないかと思います。神戸ならではの、もちろんこれHIAのほうでも、災害
時のいわゆる同時通訳のボランティアの登録とか、そういったことはやっているんですけど、あ
ちらも広域で多分、似たようなことをやってらっしゃるんだろうと思いますけれども、こと神戸
市に関しては、市民救命インストラクターというものがしっかり根づいているはずですので、そ
ういったリソースをしっかりと生かしながら、外国人も救命に携われるんだぞというところを、し
っかりとPRして内外にお示しし、神戸の強みとしていただきたいなと思っておるんです。

あと、もう1つは、そういうことをすることによって、企業版ふるさと納税等も含めて、いわ
ゆる資金の調達というもの、それもあつての事業継続ですので、そういったところもやはり力を入
れていかないといけないなと思います。

これ最後になりますが、企業版ふるさと納税とか、そういった企業からの賛助というものに対
しての何か働きかけというのはやってらっしゃいますか。

○金井地域協働局長 企業からの寄附につきましては、希望のある企業にはそれぞれ紹介して
るんですけども、なかなか外国人支援に対してお金を出すというのは、企業さんとしても難しい
と考えている部分があると思いますけれども、その地域の防災を守るという別の観点で、我々も御
興味ありませんかという形では誘導しようと思っておりますので、外国人支援というのが前面に
ちょっと出ると、なかなか難しい部分がありますので、その辺はうまく誘導して、メリットを企
業さんのほうにも提示しながら進めていければと思っております。

○委員（山下てんせい） ぜひ考えてください。

以上です。

○委員長（門田まゆみ） ほかに御質疑はございませんか。

○理事（松本のり子） 2点ほどお聞きします。まず1点目は、日本語学習の件で、御影にほんご
プラザが、結構な内装金額を――高い金額で内装工事をして、ほんの数年で市場がなくなるとい
う情報をしっかりと捉えていなかったために、今、魚崎の地域交流センターのほうに移動しま
したが、ここでは主に外国人、働いている方の家族の方に日本語を教えているって聞いたん
ですけども、内容としては御影にほんごプラザと同じような形式で日本語を教えておられるの
か、それともほかにも何かここで教えていることがあるのか、ちょっとお聞きします。

○東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 基本的には我々、初級日本
語教室ということで、生活に必要な日本語ということを、外国人の方に学んでいただく教室を開
催してございます。個々のプログラムにつきましては、多少、少し工夫して変わっているところ
もございますけれども、基本的な考え方としてはそういったことでございますので、御影でやっ

ていたこととそう大きく変わることはございません。

- 理事**（松本のり子）　そうですね。御影で何回か参観させていただいて、本当に簡単な日本語を教えておられるなと感じましたが、やはり何人かの方から出ておりますけれども、一緒に暮らしていくためには、なかなか日本に来て、区役所に1回行って、いろんなごみの出し方とか、いろんなルールを教えてもらっただけでも、それだけではなかなか十分じゃないので、本当にこの日本語プラス暮らし——毎日を暮らしていくための暮らしでのルールというものも、授業に入れていかれるべきじゃないかなと思います。例えば、日本の住宅事情では、アパートなんかでも壁が薄いために、ちょっと大きな声を出すと隣に聞こえてうるさいというような声も聞きますし、あと、ごみの出し方、あるいはアパートでの自転車の置き方とか、そういったこと、いろんなことを私のほうにも御相談があるんですけれども、そういうようなルールも一緒になって授業に入れていくべきだと思います。

それとあと、この災害が多い日本ですので、避難所がどこにあるのか、あるいはまたどういう状況で避難所に行けばいいのか、そういったことも絶対必要だと思うので、その辺はいかがでしょうか。

- 東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長**　初級日本語教室では、1回2時間という限られた時間での授業となっておりますので、日本語を学ぶこととは別に、ルールやマナーの啓発に時間を取るということは少し難しいんですが、実は現在使用しているテキストにつきましては、生活日本語のためのテキストでございますので、日本での生活におけるルールとかマナーについても、内容としてテキストの中に盛り込まれています。また、その中で、日本語講師の方が、例えばごみ出しのルールについては、神戸ではこうなっているといったことを、実際のごみ袋を示しながら伝えていくといったようなこともございますので、そういった日本語学習の中で、この日本での、あるいは神戸でのルール・マナーといったことの啓発ということも併せてやっていけるようにしていきたいというふうに考えてございます。

- 理事**（松本のり子）　日本語学習の中で教えてやるとかいう、そんなんじゃないかって、本当に一緒に暮らしていくために、地域、そこで働きながら、子育てしながらずっと暮らしていく人たちにとって、やはり私は、自治会とか、それこそ婦人会とか一緒に入ってもらって、本当に地域社会を共に生きていけるような、そういった条件整備をすることというのが、とてもK I C Cとしても今後必要じゃないかと思うんで、そこのところはもう少し、今じゃないもう少し違うやり方で地域にまで入っていったらもらえるような、最終、それは考えていってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

- 東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長**　今おっしゃったように、地域において日本人と外国人が共に安全・安心に生活できるようなこの共生社会を当然我々としても目指すべきだというふうに考えてございまして、今年度は地域にまさに入り込んで、日本人の住民の方のお話も聞き、そして外国人の方との接点をつくっていくような、そこにフォーカスして活動していく専門職員として、地域共生サポーターといった職員を配置することとしております。区役所と連携しまして、ニーズのある地域の情報を得た上で、まず日本人住民の方の声を丁寧に聞き取りまして、その後、まず知っていただくということで、在住外国人の方が増えている背景とか現状を知っていただくための、例えばですが出前トークなどの場を設けること。それから、その先に少し外国人と交流する場を設けてみるとか、あるいはコミュニケーションツールになります、やさしい日本語を学ぶ機会を日本人の方、地域住民の方に提供すると、こういったこ

とを想定してございます。

こういった、これまでK I C Cのほうでは特に行っていなかった、具体的に地域に入り込んで、日本人の方と外国人の方をつないでいくといったような活動を今年度から始めることとしておりますので、また進捗等につきましては、適宜議会のほうにも報告させていただきたいというふうに考えてございます。

- 理事**（松本のり子）　じゃあぜひ、共に本当に生きていけるような条件整備を積極的にやっていただきたいということを強く要望します。

2点目ですけれども、先ほど企業内で日本語支援をする企業に、支援をしているっていうことを先ほど報告でお聞きしました。そのときに、やはり1つは、私、働いている人たちの権利保障、同一労働は同一賃金がちゃんと守られているのかとか、あるいは労働基準法がきちんと適用されているのかとか、そういったことまでちょっと調査をして、本当にしていただきたいなど。不具合がないような方向で、せつかく企業の中に入って日本語を支援していくのであれば、そこまでその人たちの、外国人の人たちがどういう条件で働かされているのかというのも、ちょっとこれは調査していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 金井地域協働局長**　あくまでもK I C Cが担当しているのは初級日本語で、なかなか学べるところがない人に対して、日本語を勉強できる機会を与えているのであって、その労働行政の部分に関しますと、K I C Cが所管している部分ではないので、これは行政なり、はっきり言ったら労働行政を今担っているのは県のほうになりますので、県なりとやっていかなきゃいけないと思いますので、そこは連絡体制を新たに作りながらやっていくべき話だと思いますので、ぜひそこは今後の課題とさせていただければと思います。

- 理事**（松本のり子）　今後の課題ということですので、県なんかと連携取りながら、これは調査していただきたいと思います。本当に秩序がある共生、そういったものじゃなくって、私は、人権と平等を基礎にした共生の在り方というのが、この神戸で実現していただきたいということを申し上げて、じゃあ終わります。

- 委員**（平田　正）　よろしく願いいたします。ウクライナ避難民支援事業についてお聞かせ願います。

まず、神戸に今避難されているウクライナの避難民の方、60名、70名ぐらいだったかと思いますが、実際にその避難されている方の数も踏まえまして、この支援事業に参加されている方の数を含めて、運用状況をまず教えてください。

- 東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長**　現在、こういった支援の事業を行っているのかというところでございますけれども、神戸市におきましては、各種の支援策を実施している、例えば市営住宅を提供しているといったことがございます。K I C Cといたしましては、民間N P Oのほうに委託をしまして、ウクライナ避難民向けの生活相談窓口を設置しておりますし、医療機関への通院支援であるとか、就労支援も実施をしているところでございます。それから、日本語習得の支援ということも行っております。これに何人が参加しているかといったようなところの数字でございますけれども、ちょっと申し訳ありません、今現在手元にございませので、後ほど御報告させていただければと思います。

- 委員**（平田　正）　ありがとうございます。何でこういう質問をさせてもらったかという、やはり支援事業の中で、そもそも避難されてきて支援が必要な方と、既にお住まいやった既居住者の方の割合も一定あるんじゃないかというふうに考えております。ワンパッケージでその支援事

業をする合理性も分からなくはないです。既居住者の方が橋渡し役になってくれたりとか、こちら側の協力者になってくれたりっていう面もあるかとは思いますが、昨今、市民の皆様、外国人がこれだけ増えてきて不安に感じてらっしゃる面があったりとか、この御時世でございますので、その支援の在り方の公平性について、やっぱり疑問を持たれる可能性もあると思います。このウクライナ避難民支援事業だけではなくて、K I C Cさんが取り組んでおられる外国人との共生を図るための活動の中で、支援対象の整理についてどのようにお考えか、お聞かせ願います。

○**金井地域協働局長** ウクライナに限らず、どういう方をどういう形で支援していくのかというのは、多分、平等——平等の原則だと思うんですが、ウクライナに関してはちょっと例外的な措置はあると思いますけども、ほかに関しましては、必要としている方には必要としているものを差し伸べなければいけないと思いますし、あとはその方がどういう組成で入ってこられているのかというのは、我々分析しなきゃいけないと思ってますね。例えば、企業の雇用で入ってくるのであれば、一元的には企業が面倒を見なければいけないですし、大学に関して勉強で入ってくれば、必要最低限の部分は大学、もしくは教育機関等で面倒を見なきゃいけないと思っておりまして、そこから漏れた部分、できてない部分については、我々がちゃんと支援をすることが必要だと思っております。それに関しても、この支援をどこまでするのかというのは、やはり国において秩序ある共生という形を言ってますので、どこまで面倒を見るのかっていうのは、国がやっぱりしっかり枠組みをつくった上で、市は——基礎自治体はここまでやってくださいというものを出示してくれた上で、我々はしていくべきだと思っていますので、そのきっちりと、どのような入国の資格で来ているのかというのと、どの状態で今いるのかというのを考えた上で支援をやっているとは我々は思っております。

○**委員（平田 正）** ありがとうございます。本当に公平性の疑問を抱かれないような形での支援の形を取っていただけますように要望させていただきます。

以上です、ありがとうございます。

○**委員（あわはら富夫）** すみません、ちょっと3点ほど質問させていただきたいと思います。

1つは、今も話になってましたけれども多文化防災リーダー、これ非常にいい取組だというふうに評価したいと思うんですが、先ほど33人で、ほとんどが学生さんで、長期にはなかなかないのかな。外国人でやっぱり長期滞在されておられる方なんかが、やっぱりもっとこれを活用できるという観点が必要だと思うんですが、その辺をどういうふうにお考えでしょうか。

○**金井地域協働局長** 我々もこの学生だけじゃなくて、ほかの方にも活用していただきたいという部分があるんですが、やっぱり皆さん企業に勤めていたり、どうしても日本に来て目的が生活のお金を稼ぐという目的で来ている方からすると、このボランティア活動に時間をどこまで費やしてくれるかっていう問題がありますし、海外の方の場合、完全なボランティアに対してどこまで来てくれるかというのがあって、我々の有償ボランティアに変えないと、外国人に対してはなかなか波及できないんじゃないかなという部分もありますから、その点、制度も含めて、ちょっと変えていかないと、恐らく厳しいのかなと。

さらに有償ボランティアにしてしまった場合には、有償になってしまいますので労働時間として積算されるのか、されないのかという問題も関わってきますので、そこも関係省庁と相談をしながらしていかなきゃと思っていますが、ちょっと若干、制度を変えないと、なかなか学生以外には広がらないのかなと我々も思っております。

○**委員（あわはら富夫）** 多分そうだろうと思うんですけど、1つ、今回、防災福祉コミュニティ

なんかとの関係だとか、神戸学院だとか、実際に1月25日——ここにも書いてますけれども、吾妻のふれまのときにそういう方々が来てて、私たちもちょっとお話をさせていただいたりということがあって、いい取組してるんだと、そのとき初めて気づいて申し訳なかったんですけども。こんな取組だったら、もうちょっと本当に地域の中にずっと住んでおられる外国人の皆さんに、そして災害があったときなんかには、やっぱり自らの言語で自分たちのグループをリーダーで誘導できるというのは、非常に大事かなというふうな感じを受けたんですよ。

こういう交流の中に、例えば消防団との交流みたいなことも挟んでいただけないのかなと。これ、多分、地域の中でずっとやっぱり一番根づいているのは消防団なので、火災防災——確かに地震なり台風の被害というのはありますけども、火災が一番結構多いわけだね。そういうときに、例えば外国人との連携はどうなのかというのがあると思うんですね。その辺の工夫みたいなことはできないのかなと。消防団のいろんなつながりを、地域の中で一緒に担っていくみたいな。何でかという、局は違うんですけど、私は昔から消防団に外国人を入れろというのを主張してまして、そうするとなかなか消防署員は難しいけれども、公権力の行使との関係が出てくるんでね。これはなかなか議論があるところなんですけど、消防団だったら機能別で、例えば避難をしてもらうときとか、言語とか、広報とか、そういうところに特化した消防団員がいてもいいんじゃないかみたいなことをずっと言い続けてきたので、こういうものを、そういうところへつなげていくような、信頼感をつくってつなげていくようなこともできないのかなというふうに思いましたので、ちょっと質問させていただいたんですが、その辺はどうでしょう。

○金井地域協働局長 確かに消防団との関わりというのはつくっていかなくちゃいけないと思いますが、今、K I C Cに出す事業は、防災リーダーという形でやっていますが、各局調整が出てくると思いますので、そこは我々が調整した上で、どこまでK I C Cに出すのかということも含めて、これから検討していきたいと思ってます。

○委員（あわはら富夫） もう1点なんですけど、留学生支援事業の関係で、これはもうずっと昔から、私が議員になった頃から留学生支援というのは神戸市ずっとやってて、今は菅原さんの寄附を活用されてみたいなのもされてるんですけど、延べの数というたら相当数に上ると思うんですね。ちょっと今聞いて、どれぐらいの数ですかと聞いて、すぐ答えられるのかどうか分かりませんが、延べでどれぐらいの人たちに、この奨学金を活用させていただいているのか。分かればちょっと教えていただきたいんですが。分からなければ後で結構ですので、分かれば。

○東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 すみません、正確な数字は分かりませんが、数百人規模にはなるかと思います。

○委員（あわはら富夫） これをね、前々から、もっと活用できないのかと。実際には自分の自国に帰られて、重要な国家の一部というか職員になられてる方もいらっしゃるし、民間のほうで国際的な仕事をされておられる方もたくさんおられると。過去にはそういう留学生が、やっぱり神戸で受けた恩を将来返したいというふうな記事が、新聞で出たりということもあったんですね。何回か、せっかくこれだけたくさんのお金でもって学べたという人たちが、やっぱり神戸に恩返しをしたいというふうなためには、そういう人たちとのつながりをきちっと定期的に取り、そういう場をつくったりと。一時はやってたような気もするんですが、今もやってるのかもしれませんが、その辺は具体的にどうなっているのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 今おっしゃっていただきま

したように、この奨学生の同窓生と本市、神戸市、それからK I C Cとのつながり、それから同窓生同士の人的ネットワークの構築ということで、平成27年度に同窓会を立ち上げまして、同窓会とその奨学生の、毎年の送別会ですね、これを同時開催していた時期もあったんですけども、コロナ禍を契機に令和2年度以降は、これにつきましては実施をしておりません。

ただ、以降、この奨学金支給期間満了時点でのその奨学生のメールアドレスとか住所は把握しているものの、積極的な連絡というのは行っていなかったんですが、昨年度末、この奨学生の会報誌というのを我々つくっているんですが、これをK I C Cのホームページに掲載するタイミングで、今、把握している同窓生のメールアドレスに、会報誌を掲載しましたよという連絡を行うとともにアンケートを実施しております。少し数字を申し上げますと、把握している同窓生のメールアドレスの件数が419名だったんですけども、45名がちょっと宛先不明ということで不達になってしまったんですが、残り374名には一応届いたということになってまして、回答率としては54人から回答をいただきましたので、14.4%ということになってます。

その54人のうち、大半の回答者から、例えば今後、オンライン交流会みたいなのを開催する場合は参加しますかというような質問に対して、53名の方、もう大半ですね、大半からは前向きの回答は得ておるところでございます。今後とも可能な限り、この同窓生の現状把握であるとか、つながりの維持に努めまして、神戸市の人的ネットワークづくりのほうに寄与したいというふうに考えてございます。

○委員（あわはら富夫） いや本当ね、最大の財産やと思うんですね。やっぱりこれだけの奨学金をもらって、一番大変なときに支援してもらったと。やっぱりその恩返しをしたいというふうにするのは、多分普通だと思うんですよ。そういうものを、前々からこれちゃんとやるべきやいうて何回も何回も主張してたんですが、最近、そういや声聞かないなと思ってたら、やっぱり中止になってたんやね。だから、ちょっと本当に生かして、掘り返して、そういうつながりをつくっていったって、ある程度そういうことの中心的なリーダーになるような人をつくれば、今度はこちらがそれほど手を入れなくても、そういうネットワークは自分たちで構築されて、それが神戸のほうに返ってくると。これがやっぱり奨学金を出した一番の意味やと思うので、そちらのほうにもうちょっと力を入れていただいて、この事業報告の中に1つの項目が入ると。さっき報告書を一生懸命見てて、どっかに入らなくて、また言うたら、あわはらさん、やってますよと言われたらあれかなと思って、さっきからじっと見てたんですが、ちょっとそういう項目が入るように、やっぱり頑張っていたきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点が、先ほどからちょっと議論になった、外国人がどんどん増えてくることによって、恐れだとかというのが非常にちょっと増幅をしてきてると。神戸市の調査だったか、K I C Cの調査だったか忘れちゃったけども、外国人に対する恐れみたいなことのパーセンテージがかなり増えてきてるということに対して、やっぱりちゃんと対応しないといけないと。本会議でもちょっと質問させていただいたこともあったんですけども、選挙なんかでいろんな情報が、外国人が増えるから犯罪が増えたとか、社会保障だとか、生活保護を外国人が濫用しているだとか、そういう情報がどんどん拡散されて、実はファクトチェックをすると、これはもう全部うその情報だと。それがひとつ巻き起こしている原因だし、それと先ほど河南さん言われたような、現実でそういうのを見たら、その情報とつながって、本当はほとんどの人がきちっとやってる人も多いわけだね。そういう情報が流れ込んでいくという中で、どうやってやっぱり共生社会をつくり上げていくかということで、今回、サポーターですか、地域共生サポーターというのを用意してい

ただいたのは、これは非常にいいと思うんです。

その地域共生サポーターの仕事なんですけれども、地域の中でやっぱり一緒に、地域の人たちと交流しながら、そういうものを企画をしたり、いろんな生活相談に乗ったりというだけでなく、こういう偽情報みたいなことから、やっぱり外国人を守っていったり、逆に日本人にそのことを伝えて、外国人差別が増幅されないようなことも、そのサポーターの仕事の枠の中に入れていただきたいなというふうに思うんですが、その辺、どういうふうに考えておられるのか。

○**金井地域協働局長** まさにおっしゃるとおり、この地域共生サポーターをどうやって使うかって、我々の課題だなと思ってまして、今まではやっぱり外国人支援というと、外国人をどうサポートするかって考え方だったんですけども、やっぱり地域住民に対して正しいサポートがないと、この先うまくいかないなというので、今回、試みとして入れたんですけども、きっちりと例えば地域住民にしても、ごみをあそこへ捨てる外国人がいるっていつて聞きに行ったら、実は誰かに聞いた話だったり、又聞きだったりすることも多いので、ちゃんと情報源を聞いた上で、我々が調査した上で、地域にフィードバックするというのも大切な仕事だろうなと思ってますので、これどういう形で運用するかって今後のやり方ですけども、しっかりとちょっと1年間やった上で、1名で足りるのか、もっと増やせるのか、我々もちゃんと予算を取った上で、皆さんの御協力をいただいた上で進めていければなと思っております。

○**委員（あわはら富夫）** 今日見て一番最後の部分のどこ、この地域共生サポーターっていうのはいいなと思って、聞かせていただいたんですが、実は議会のほうも、ちょうど4～5年前ですかね、議会の中でもいろいろ議論して、外国人差別解消条例というのをつくって、ヘイトだけではなくて、日常的な差別に対しても、きちっとやはり、外国人を守るという意味じゃなくて、日本人にも正しい情報を提供して、一緒になってやっぱり、この神戸で一緒に生活していくという、そこに原点を置いた条例になったということで喜んでたんですが、その条例を生かすためには、やっぱりこういうのが必要なんだ。これ、1人じゃなくて、本当はどんどん——どんどんというか、もうその必要性があれば、やっぱり増やしていただきたいなというふうに思いますので、そのことも含めて要望して終わっておきたいと思います。

以上です。

○**委員（坂口有希子）** 先日、大正筋で縁日がございまして、そこでK I C Cもイベントをされておりました。外国人の方が消しゴムで判こをつくることを教えておられまして、子供たちもすごい大盛況ですごい喜んでおられました。また、地域のふれあい喫茶にもK I C Cを通して、留学生の方がお手伝いに来られておられまして、婦人会の方が、せっかく留学生が来られるのだからということで、少年野球のチームの子供たちも招いて一緒に食事をしながら、子供たちもすごい緊張しながら楽しそうに野球談議で盛り上がっていったんですけども、すごい子供の頃から、この多文化共生に関わるっていうか、携わるというのはすごく大切なことだと感じているんですけども、今後、K I C Cとしてそういった子供向けのそういうイベントとか、何か考えておられるのかお伺いしたいのと、またキッズ国際ひろばが、前まで結構頻繁にされてたと思うんですけども、ここ最近されてないように思うんですが、その1点もお伺いしたいと思います。

○**東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長** 先生御指摘のとおり、日本人の子供に対して楽しく思えるような国際交流の機会というのを数多く提供するということは、子供の豊かな情緒づくりとともに、将来の共生社会の担い手を育てる意味でも大切であるというふうに認識をしております。

K I C Cにおきましても、例えばですが令和8年2月28日には、教育委員会事務局との共催で、A L Tの方が母国の文化について英語で紹介したり、ゲームをしたりするブースを出展する、K O B E国際ナショナルフェスタ2026というのを、スペースシアターのほうで開催をいたしました。恐らく場所が非常に利便性が高かったということもあって、その前の年は実は新長田の我々の交流スペースでやったんですけれども、この令和8年2月のこのイベントでは、親子連れを中心とした1,600人の来場者がございまして、前年度比でいくと約1,300人増えたというような形になってございました。子供たちが非常にとても楽しんでいる様子が見られたところでございます。

イベントにつきましては、市の公式イベントサイトのおでかけK O B Eにも掲載するようにしております、子供向けであればおでかけK O B Eに掲載した内容につきまして、教育委員会の保護者との連絡ツールであるツムギノのほうでも情報提供されることになっておりますので、そういった形で子供たち、親子のほうに周知をしているというようなところでございます。

キッズ国際ひろばにつきましては、確かにちょっと件数のほうは今年度、ちょっと減っております。今年度、ちょっといろいろ我々、日本語学習であるとか、あるいは多文化防災リーダーであるとか、ちょっと新しい事業が始まっているところもございまして、少しイベントのほう、若干、減らしているというところもございすけれども、御指摘ありましたように、子供に対してのイベントということは、やはりやっていく必要があると思いますので、今後とも検討していきたいというふうに考えております。

○委員（坂口有希子） ありがとうございます。ツムギノでも情報提供してくださっているということで、固定化せず幅広く皆様に周知していただけているのはありがたいと思います。また、キッズ国際ひろばも参加された親御さんから、すごいよかったというお声も、ちょっと聞いたことがありますので、いろんなイベントをされて大変だと思うんですけれども、またぜひ再開していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です、ありがとうございました。

○委員長（門田まゆみ） ほかに御質疑はございませんか。

○委員（山本のりかず） 地域日本語教室との連携において、運営団体からは課題があると聞いておりますが、改善の余地があれば教えてください。

○東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 すみません、課題とおっしゃられたのは、どういった課題。

○委員（山本のりかず） 事前に話はさせていただいてますけれども、例えば支払い方法だったりとか、そのあたりの確認。

○東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 承知いたしました。我々のほうで事前にちょっとお聞きをしているのが、現在、我々はその地域日本語教室運営助成が制度上、事業終了後の支払いとなっているけれども、地域日本語教室において、その資金を回すのがちょっと難しいところもあるので、例えば半期払いにする等の工夫を検討できないかといったようなことだったかと思います。

現在の状況を改めてちょっと申し上げますと、現在、K I C Cの助成金につきましては、4月に団体からの助成申請を受け付けまして、5月の審査会でこの交付の可否を決定した後に、事業終了後の3月に各団体から事業報告書の提出をいただき、審査などを経まして、助成額を確定し、お支払いするという流れになってございます。

助成金の前払いにつきましては、団体にとって複数回の請求事務が発生したり、年度途中の計画変更で助成金額が減額となった場合、前払いした助成金の返還が必要になったりするケースがあり得るといったことで、団体側の事務負担が増加する可能性も考えられることや、これまでK I C Cとして直接的にちょっと御要望を受けたことがないこともありまして、現状では行っていないんですが、今回御指摘いただいたことも受けまして、地域日本語教室の運営者の方が集まる地域日本語教室連絡会議というのを我々やってるんですけども、そこで御意見を聞きながら、より効果的な助成の方法については検討していきたいというふうに考えてございます。

○委員（山本のりかず） ありがとうございます。検討していただけるということで期待しております。

あと、もう1点、実は我が会派から、留学生に対するはっぴいめもりーパスK O B Eについて課題を指摘させていただきました。その後、改善された事項があれば教えてください。

○東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 はっぴいめもりーパスにつきましては、改善点というところでいきますと、令和7年度までは留学生の家族も利用できるようにしていたんですけども、今年度からは留学生本人のみの利用に限定をしているところでございます。それから、今年度からパスの効果をはかるための最も基本的なデータとなります施設の利用件数、これ従来から施設へのアンケートを行っているんですけども、施設によってはなかなかカウントし切れずに、御回答いただけないところもございますので、留学生本人に申告してもらおうということで、利用についての報告様式にリンクするQRコードをパス本体に掲載しまして、留学生が施設を訪れた際には、自らそれを使って報告するようというところで要請をしているところでございます。はっぴいめもりーパスにつきましては、引き続き効果を見極めながら、在り方を検討していきたいというふうに考えてございます。

○委員（山本のりかず） しっかり改善していただきましてありがとうございます。外国から来ていただいている留学生は大切ですが、将来の日本国を背負う神戸市内の日本人学生も非常に大切ですので、バランスよく政策を実行していただきたいことを要望します。

最後、公益財団法人兵庫県国際交流協会との関係において、もし現在において連携があれば、連携事項があれば教えていただけますでしょうか。

○東公益財団法人神戸国際コミュニティセンター常務理事兼事務局長 連携の事例ということで申し上げますと、例えば我々、ワンストップ相談窓口をやっておりますけれども、弁護士による法律相談につきましては、兵庫県国際交流協会——H I Aといいますけど、H I Aのほうが実施しておりますので、K I C Cでは独自には実施せず、必要に応じてH I Aに相談をつないでいるところでございます。また、災害時通訳翻訳ボランティア養成のための研修、これもK I C C独自でやるのではなくて、H I Aと共催で実施をしているということでございます。それから、直近では、昨年度から区役所職員向けのやさしい日本語研修を神戸市から受託して行っているんですけども、H I Aが事務局を行っているひょうご国際交流団体連絡協議会というところの、やさしい日本語普及講師派遣制度というのがございますので、こちらを一部ちょっと利用して講師を派遣いただくと、こういった連携をしてございます。

○委員（山本のりかず） ありがとうございます。私も今御説明聞いて把握した事業もありました。兵庫県との連携も非常にこれから大変重要だと思いますので、しっかりと連携できることは連携していただいて、経営改善にも寄与できるように取り組んでいただきたいことを要望させていただきます。

以上です。

○委員長（門田まゆみ） ほかに御質疑はございませんか。
（なし）

○委員長（門田まゆみ） ほかに御質疑がなければ、地域協働局関係団体の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

委員の皆様に申し上げます。

午前中の審査はこの程度にとどめ、この際、暫時休憩いたします。

午後0時50分より再開いたします。

（午前11時51分休憩）

（午後0時50分再開）

（福祉局）

○委員長（門田まゆみ） ただいまから外郭団体に関する特別委員会を再開いたします。

これより福祉局関係団体の審査を行います。

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会について、当局の報告を求めます。

八乙女局長。

○八乙女福祉局長 福祉局です、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、こうべ市民福祉振興協会の事業概要につきまして御説明申し上げます。

お手元の事業概要3ページを御覧ください。

I 協会設立の趣旨でございますが、3段落目でございますように、神戸市民の福祉をまもる条例の理念を遵守し、神戸市民の福祉の向上に寄与するために設立されたものでございます。

II 協会の概要でございますが、3 設立は昭和56年6月で、平成25年4月に公益財団法人へ移行しております。4 基本財産の4億1,000万円は全額を本市が出捐しております。

4ページを御覧ください。

5 機構は記載のとおりでございます。

5ページに移りまして、6 職員数は合計128名、そのうち6名が本市からの派遣職員でございます。

7に評議員・役員の名簿を、6ページから14ページにかけては定款を記載しております。

15ページを御覧ください。

IV 令和7年度事業報告につきまして御説明申し上げます。

1 事業報告でございますが、公益目的事業につきまして、（1）市民福祉を振興するための事業、

①しあわせの村における市民福祉事業。ア高齢者・障害者が主役の村づくりとして、（ア）神戸市シルバーカレッジの運営や、16ページに移りまして、（イ）障害者の就労支援等に取り組みました。

17ページを御覧ください。

ウ障害理解の啓発として、（ア）福祉体験学習等を実施しました。

エ子供の成長支援として、（ア）野外活動を通じた支援等を実施しました。

オしあわせの村の活性化として、各種イベント等を実施しました。

19ページを御覧ください。

②その他の市民福祉事業では、ア、ユニバーサルデザインの普及啓発等に取り組みました。

20ページに移りまして、（２）介護保険法、障害者総合支援法に基づき実施する事業でございますが、①介護保険認定調査業務、②介護保険事業者運営指導業務、障害福祉サービス事業者運営指導業務を実施いたしました。

収益事業等につきましては、①しあわせの村内便益施設の運営等を行いました。

次に、21ページを御覧ください。

令和７年度の決算状況につきまして御説明申し上げます。なお、100万円未満は省略させていただきますので、御了承願います。

２事業別資金収支計算書でございますが、収入合計は表の左側最下段でございますように、当期収入合計と前期繰越収支差額を合わせ15億6,400万円、当期支出合計は表の右側の下から３段目にございますように15億800万円、次期繰越収支差額は5,500万円となっております。

欄外にございますように、本市からの収入は、（１）補助金5,600万円、（２）委託料11億5,400万円となっております。

また、22ページに３正味財産増減計算書を、23ページに４貸借対照表を、24ページに５財産目録を、25ページに６事業別収入明細書を、26ページに７事業別支出明細書を、27ページに８財務状況を記載しております。

28ページに移りまして、Ⅴ令和８年度事業計画につきまして御説明申し上げます。

１事業計画でございますが、公益目的事業につきましては、（１）市民福祉を振興するための事業では、①しあわせの村における市民福祉事業として、ア、高齢者や障害者が主役の村づくり。29ページに移りまして、イ、障害者スポーツの振興、ウ、障害理解の啓発、エ、子供の成長支援、オ、しあわせの村の活性化に取り組みます。

30ページに移りまして、②その他の市民福祉事業として、ア、ユニバーサルデザインの普及啓発等に取り組みます。

31ページに移りまして、（２）介護保険法、障害者総合支援法に基づき実施する事業として、①介護保険認定調査業務、②介護保険事業者運営指導業務・障害福祉サービス事業者運営指導業務に取り組みます。

32ページに移りまして、２経営改善の取組状況でございますが、２段落目に記載がありますように、各年度の収支及び期末正味財産残高の具体的な数値目標の設定、組織風土の改革、人材育成や市民福祉事業への取組について定めた中期経営計画2027に基づき、財政状況改善の取組を重点的に進めております。

（１）令和７年度の主な取組状況ですが、当期正味財産増減額及び期末正味財産残高ともに中期経営計画における令和７年度財政目標を達成しております。

また、組織風土の変革に当たっては、ガバナンスの強化として、法人の意思決定の透明性の確保、利用者意見を含めた情報共有の徹底を図るとともに、役職や勤続年数などそれぞれのキャリアステップに応じた階層別研修を通じて、組織に貢献する人材の育成に取り組みました。

（２）令和８年度の主な取組予定ですが、令和８年度予算については中期経営計画2027で定めた目標を上回る予算を編成しており、目標達成に向けた予算執行管理に取り組んでまいります。

組織風土の変革に当たっては、さらなる業務効率化の推進を図るなど、働きやすい職場環境の整備を一層進めるとともに処遇の改善にも引き続き取り組み、人材の確保に努めてまいります。

また、しあわせの村のリニューアル方針の検討状況を注視しながら、当協会の今後の在り方を検討することとしております。

33ページに移りまして、3事業別資金収支予算書につきまして御説明申し上げます。

収入合計は、表の左側最下段にございますように、当期収入合計と前期繰越収支差額を合わせ15億1,400万円、当期支出合計は表の右側の下から3行目にございますように14億4,500万円、次期繰越収支差額は6,800万円を予定しております。

欄外にございますように、本市からの収入は(1)補助金5,800万円、(2)委託料11億5,900万円を予定しております。

なお、34ページに4 予定正味財産増減計算書を、35ページに5 予定貸借対照表を、36ページに6 事業別予定収入明細書を、37ページに7 事業別予定支出明細書を記載しております。

また、38ページにⅥ令和7年度主要事業計画・実績比較表を、39ページにⅦ主要事業の推移を、40ページから41ページにかけて、参考資料として所管施設の概要を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上、こうべ市民福祉振興協会の事業概要について御説明申し上げました。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（門田まゆみ） 当局の報告は終わりました。

これより質疑を行います。この際、当局に申し上げます。

委員会運営の効率化のため、答弁は適当なものについては当該団体の幹部職員からも答弁されるよう特に申し上げておきます。

それでは、公益財団法人こうべ市民福祉振興協会について、御質疑はございませんか。

○委員（山下てんせい） まず、障害者アート展について伺います。

先日、しあわせの村本館の2階の、こころのアートギャラリーのところで開催されていた十人十色展というのを、たまたま、私がちょうど用事があってしあわせの村に行っていた関係もあり、鑑賞させていただきました。展示されていた作品の熱量に非常に心を動かされました。しかしながら、本館2階のレストランの食事後の通りがかりだったんですね、その場所がね。ギャラリーというには、あまりにもちょっと人通りがない所だったなというのが残念です。正規のギャラリーは別の展示がされているみたいでしたので、その関係もあるのかなと思いますけれども。ああいう多くの人にお立ち寄りいただけている環境ではなくて、非常にもったいなさを感じたところ。そこで、人が来るのを待つ展示からの脱却を図り、より多くの方に関心を持って御覧いただける仕組みとともに、さらには新たなアーティスト発掘にもつながる工夫が必要であると考えます。

今年度実施予定のこころのアート展は、第15回目を迎えるということですが、どのような工夫を加えて、また今後どのような展開を目指されているのかをお伺いいたします。

○赤枝公益財団法人こうべ市民福祉振興協会常務理事 こころのアート展につきましてお答え申し上げます。

こころのアート展につきましては、障害のある人たちが表現活動を通じまして、自らを表現する機会を提供するため、2011年からしあわせの村内で開催をしております障害者アートの公募展でございます。本展、企画展、広報活動などを通じまして、障害者に対する理解を深めるとともに、障害者の活躍の場を拡大することを目的としてございます。

本展はしあわせの村本館エントランスロビーなどで開催をございまして、公募により選出いたしました10人の作者の作品、それぞれ10点、合計100点を展示をございまして、個展形式を取ることで、作者ごとの個性や世界観をじっくりと味わいながら自由に鑑賞できる点が大きな特

微でございます。自身や支援者のみでの個展開催は困難であるため、このころのアート展での入選を目標にしているといったような声もお伺いをしてございまして、令和8年度は133名の方から御応募いただきまして、12月5日からの本展会期に向け、準備を進めているところでございます。

昨年度は約1万3,000人の方に御来場いただきまして、今回も多くの方にお楽しみいただきたいと考えてございます。

委員が御覧をいただきました十人十色展でございますけれども、これ本館の常設展示場、このころのアートギャラリーにて開催をしておりますこのころのアート展の企画展でございます。前年度のこのころのアート展の入選者から借用いたしました作品のうち、テーマごとに2～3人の作品を展示しておりまして、本展の会期以外に年4回程度実施をさせていただいております。

また、サンポチカギャラリーでも同様の企画展を開催をしております。これらは常設展示であるということから日々御覧いただいている人数は把握をしていないものの、御指摘の環境は少しでも改善をしてみたいと考えてございます。

コロナ禍前までは本展に加えまして、村外にも全入選者の作品の巡回展を行ってございましたが、現在、村内の展示にとどまっており、ホームページのほか、しあわせの村でのポスター展示やパンフレット配布などで御案内をしております。

より多くの方にお立ち寄りいただけるよう、今後は新たに村内放送を活用したPRを行うとともに、案内看板等を工夫するなど改善を図ってまいりたいと考えてございます。

また、この本展会期中には、出展作品にちなんだ楽曲を演奏するミュージシャンを公募いたしまして、音楽イベント「ころろがそまるミニライブ」を実施いたします。この取組によりまして、アート関係者だけでなく、広く音楽ファンの関心も呼び込み、このころのアート展に触れていただく機会を創出したいと考えてございます。

さらに、新たに障害者アートと音楽とのコラボレーションを展示会場のBGMとしても活用することも検討いたしまして、作品の魅力をより深く体験いただける空間づくりに努めてまいりたいと考えております。

今年度実施予定のこのころのアート展は、御紹介いただきましたように、第15回目を迎えます。これを機に、しあわせの村以外の場所でも作品の展示、魅力を発信し、より多くの方に関心を持っていただくためのきっかけづくりを行いたいと考えてございます。

具体的には、過去の入選以降も精力的に制作を続けている作者による作品展を、市街地やショッピングモール等の外部会場での巡回展を計画をしているところでございます。また、併せてワークショップなども実施をいたしまして、アーティストの自立と社会参加を後押ししたいと考えてございます。

また、アート活動をサポートする支援者や保護者を対象としたセミナーも開催する予定としてございまして、障害者が生涯にわたりアート活動を継続できる環境づくりに携わる方々の喜びや悩みに焦点を当てまして、モチベーションの向上、課題解決に役立てていきたいと考えてございます。

こうした企画を通じまして、引き続き芸術分野での芸術活動に取り組む障害のある方々を支援してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（山下てんせい） ありがとうございます。そうですね、要は障害のある方で、非常にそう

いったセンスにたけた方が選考されて出展されているんだろうと思うんですね。そういった方の作品が好きだという、御購入を希望される方なんかも必ずいると思うんですよ。そこで、10名の障害者アーティストを選考して、個展形式でプロデュースするっていうこの事業は、事業としては非常に有意義な事業ですし、励みにもなると思うんですけども、単なる観賞、あるいは福祉的支援という形だけで終わらせてしまうにはもったいないと思うんです。現に今回のいわゆるこちらのアートギャラリーに足を運ばれた方っていうのは、恐らくそういった属性の方が多くいのではないかと推察されます。なぜかといいますと、その作品を見た感想を書くノートがあったんですね。そのノートを拝見したところ、やはり同じような属性の方が見に来ていて、特に、だからそういった絵を購入したいというふうな方の目には触れていないのではないかなというふうな思いがございます。

現在の形態を一步進めて、福祉的支援っていうのは何も紹介するだけじゃなくて、その作品を多くの人に見ていただいて、数多くの方からこの作品の購入等を考えたいというふうなマッチングの、あるいは俗に言うギャラリー機能ですよ、そういったもの。あるいは一步踏み込んで、そういった作品を描いていらっしゃる皆さんとの距離を縮める、そういったことも必要ではないかと。それがアーティストとしての自立をも支援するのではないかと思います。

そこで、作品を販売したいアーティスト、あるいはその作品を購入したい方とのマッチングをするなどの取組等は検討されてはいかがでしょうか。

○赤枝市民福祉振興協会常務理事 現在、当協会でこちらのアート展の作品を購入したいというお申出を受けた際には、作品の販売の成立に向けまして、アーティストの方との個別連絡を取り次いでいるという状況でございます。

具体的には、こちらのアート展のウェブサイトにおきまして、過去の入選者ごとに作者と作品を紹介するページを設けてございます。これをアーティストの販売活動やステップアップの基礎となる作品集として活用をいただいているというところございまして、今後もこの作品展示と併せまして市内外からの問合せをアーティストにつなぐチャンネルとしてウェブサイトの運用を継続してさらに充実させていきたいと考えてございます。

また、この本事業の成果といたしまして、目覚ましい活躍を遂げておりますアーティストも誕生してございます。近年の入選者のうち、代表的なアーティストでございます木下晃希さんは2017年、それから2020年と、このこちらのアート展で入選をされた後、全国的なコンクールでの入賞を機に、様々な動物をモチーフとしましたユニークな絵画が評判となつてございます。現在この方、大丸松坂屋百貨店で個展開催であったりとか、大阪・関西万博での作品・グッズ販売など活躍をされてございます。特に、この木下さんをクローズアップしたドキュメンタリー番組が全国放送された際には、お名前を検索しますと、当協会のこちらのアート展のウェブサイトがトップに表示され、問合せが増加するなど、本展自体も注目を集めたところでございます。

今後このアーティストと購入希望者のマッチングをさらに加速できますように、市内ショッピングモール等での作品展示、またイベント開催を企画するとともに、あわせて、木下さんの作品が現在採用されておりますKOBESUBWAYMUSEUMのほうに引き続きアーティストを推薦するほか、ウェブ上での作品を購入できるような仕組みについても勉強してまいりたいと考えてございます。

このような取組を通じまして、障害のある方々の作品の魅力を強みとしまして、アートの世界で活躍できる社会づくりに貢献してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（山下てんせい） すばらしい話を聞きました。やはり、結構答弁の中でね、やっぱりホームページとかウェブを活用して広報するっていうふうな答弁が多いんですけど、私基本的にウェブって入り口でいいと思っているんですよね。だから、どこに行けば、そのウェブだけで作品を鑑賞して完結するわけではないと思いますし、こういうギャラリーものっていうのは、やはり実際に足を運んでいただいて、見ていただいて初めて、やっぱり動く心もあるかと思うんですね。そういった観点から考えると、やはり何でもかんでもウェブに頼るのではなくて、そこに誘導する仕掛けが必要なんだと思います。だから、ある意味、告知というところが肝になるんだろうと思うんですけども、その媒介として、やはり今でもそういった雑誌とか、あるいはテレビとか、ラジオとかっていうふうなメディアっていうものは必要なんじゃないかなとやっぱり思うんですね。何でもかんでもウェブでやった気になってしまう世の中なので、せめて、そういった部分に対しては努力が必要ではないかと思っております。

例えば、地下鉄とコラボして沿線のイベントということでクローズアップしてもらおうとか、そういったことも必要でしょうし、あとはそういった作品が好きだと、そういった作品に興味があるというふうなところに、積極的にアプローチしていくということが肝要ではないかと思います。確かに、貴団体は公益財団法人ですので、正直、営業活動とかっていうのはあまり考えていらっしやらないと思うんですけども、ただ、そうかもしれないけど、アーティスト1人1人にとっては非常に大切な営業活動になるわけで、そういったところのお手伝いを何ができるのかということをしっかりお考えになって、その機会を増やすということですね、そこを心がけていただきたいなと思いますので、要望しまして終わります。

○理事（宮田公子） よろしく申し上げます。2点お伺いしたいと思います。

1点目に、シルバーカレッジについてお伺いします。

シルバーカレッジは4つの学習課程の下、それぞれの修業年限を3年として、1学年440名の定員で運営がなされています。その入学資格は、神戸市内に住所を有する57歳以上というふうになっております。

しかしながら、令和7年度入学者は261名、そして令和8年度入学者が304名ということで、やや持ち直したものの、総合芸術コース以外は大きく定員割れの状況にあります。また、入学者の平均年齢も70歳を超えているという状況であるというふうにお聞きしております。シルバーカレッジが開学した平成5年当時とは、定年制度とか、また高齢者の就業環境も大きく変わっております。時代のこの大きな変化や学生のニーズに応じた学習課程や修業年限であるとか、働きながら通学するニーズを満たすための夜間部など、必要性の有無を、またシルバーカレッジそのものの在り方自体をしっかりと議論、再検討すべき時期にあると考えますが、御見解をお伺いいたします。

○八乙女福祉局長 シルバーカレッジについて御質問いただきました。シルバーカレッジにつきましては、高齢者の豊かな経験を生かして、自らの可能性を磨き、その成果を社会に還元することを目指した高齢者のための生涯学習機関として、平成5年9月に開校いたしました。

カレッジのモットーであります「再び学んで他のために」を実現するために高齢者の皆さんの学習と実践活動の場を提供しているところでございます。

開校から33年目になるわけなんですけども、これまで高齢者の学習及び実践の場として、社会貢献活動、居場所づくり、仲間づくり、健康増進に寄与する施設として一定の役割を果たしてき

たというふうに考えております。

一方で、就業年限の引上げであったり、ライフスタイルの多様化による学生のニーズの変化に対応するため、これまでカリキュラムの見直しであったり、学生募集の増加に向けた効果的な広報に取り組んでまいったところでございます。しかし、御指摘いただきましたように入学者が減少傾向にあるというところで、特に健康ライフ、国際交流・協力、ECOライフの三大コースと呼んでいるんですけども、三大コースにつきましては定員に満たない状況が続いているところでございます。また、学生の入学年齢や平均年齢が上昇しているというところで、卒業後に地域貢献活動に参画していただくというような方向性自体がなかなか難しくなっている等の課題は認識しているところでございます。

委員より、働きながら通学するニーズを満たすための夜間部の必要性等についての御提案をいただきましたが、現行カリキュラムの見直しも含めまして、学生のニーズに応じた時代にふさわしい施設となるように、しあわせの村の理念に合わせまして、シルバーカレッジの今後についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○理事（宮田公子） ありがとうございます。本当に70代でも働いている方が増えているような時代ですので、また本当にニーズに合った検討をよろしくお願いしたいと思います。

もう1点、保養センター太山寺——ラジウム温泉太山寺についてお伺いいたします。

私の本当の地元の地元なんですけども、地域の方からは、なでしこの湯ということで大変親しまれております。ですけども、昨年5月には料金が改定されて、ちょっと高くなっていたり、また地域の方への回数券特別販売とか、日常的に利用されている方々に親しまれてきた回数券の販売が停止されるなど、地域の方々からは本当にちょっと残念なお声もありますし、また、最近行かれた方とお話ししたんですけど、やっぱり老朽化の心配とかも本当にされておりまして、本当にそういう地域の多くのお声を聞いております。この施設の運営に当たっては、様々な課題を抱えているということは認識しておりますが、この太山寺温泉の今後について、どのような方針を持っておられるのか、現段階においてお考えをお伺いしたいと思います。

○赤枝市民福祉振興協会常務理事 太山寺温泉の現段階における考え方についてお答えを申し上げます。

まず、この当該施設の経緯について御説明を申し上げます。

宿泊施設であります保養センター太山寺は1980年に、日帰り温泉施設であるラジウム温泉太山寺は1987年にそれぞれ開業した施設でありまして、旧財団法人神戸市年金福祉協会が市民福祉計画に基づき、年金福祉事業団の融資を活用し整備をしたものでございます。

当初は神戸市年金福祉協会が直接運営を行ってございましたが、1997年の神戸市年金福祉協会のこうべ市民福祉振興協会への統合に伴いまして、当該施設等は当協会へ移管をされてございます。

その後、2002年9月からは公募により決定をいたしました事業者へ施設を賃貸し、当該賃借人が日帰り温泉事業及び宿泊事業を展開するスキーム、手法によって運営をしてまいっております。

当該施設は開業から相当の歳月が経過しており、施設及び設備の老朽化が著しく、安全かつ安定した運営の継続に大きな課題が生じております。

加えまして、温泉利用者がコロナ禍前と比較いたしまして年間約9万人程度も減少していると

いう厳しい状況がございます。

今後も継続的に運営していくためには設備面での大規模改修と魅力向上に向けたリニューアルが必要となっております。また、これに伴いますブランディング等も必要となると考えてございます。

特に施設の大規模改修や建て替えにつきましては、10数億円規模の多額の経費が見込まれてございます。しかしながら、これまでと同様のスキームでは現在でも赤字経営が続いてございまして、当協会における財政負担が極めて大きい状況でございます。

加えまして、今後の大規模改修などに多額の借入れを行って適切な事業計画を描くことは協会の財政状況に鑑みて不可能と言わざるを得ないという状況でございます。

このような状況下で賃貸借契約が2026年3月末に満了する予定であったことを踏まえまして、事業継続が可能な新たなスキームを模索したということでございます。具体的に申し上げますと、協会による投資は実施せず、建物を取得いただくこと、土地につきましても取得いただくか、協会と定期賃貸借契約を締結いただくことを条件といたしまして、昨年夏から秋にかけましてサウディング型市場調査を実施し、民間事業者による運営継続の可能性を探ったところでございますが、適切な提案を得ることができていないというのが状況でございます。

このような状況と併せまして、昨年の夏、7月以降、当該賃借人による賃料不払いが継続をしていたこと、その他にも信頼関係を崩壊させる事案が多々見受けられたため、協会といたしまして2026年2月20日付の書面をもって、3月10日を期限とした支払いを催告し、期限までに支払えない場合は、同日の経過をもって賃貸借契約を解除する旨を通知をしております。

結果としまして、期限までに支払いがなかったことから3月10日の経過をもって、賃借人との債務不履行によりまして、本件賃貸借契約は解除しているものと考えてございます。

契約解除後の3月11日以降も法的な権限がないまま占有する状態が継続していることから、土地建物明渡等請求訴訟を提起しているところでございます。

太山寺温泉の今後についてでございますが、当協会といたしましては、まずは早期の紛争解決を図るとともに、不払い賃料の回収に努めてまいりたいと考えてございます。

仮に、土地建物の明渡しが実現した場合には、施設は一旦休止せざるを得ないと考えてございます。引き続き幅広く市場の動向、施設の利活用の可能性に関する情報収集、意見聴取を行うとともに、新たなスキームにおいて事業を行っていただける事業者がいなか努力を続けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○理事（宮田公子） ありがとうございます。結構、宿泊施設、保養センターのほうなどは、法要などもできるということで、私も活用させていただいたり、また温泉のほうも近いということで何度も利用させていただいているんですけども、本当にお湯がいいということで、かなり治癒のためにいうことで遠くからも来られているというお声もたくさんありますし、本当に地域の方からは本当に家のお風呂に行くより、こっちに本当は毎日行きたいというぐらいのお声もありますので、本当にこの3月10日に解除されたということで、少し地域でもいろいろと臆測もありまして、いろんなお声が私のほうにも入ってきております。

今も、なぜか普通に営業されておりますので、ピストンバスも走っておりますし、利用されている方もおられるということで、ただ地域の方が状況があまり分からない状況であると思ひますし、どうなるのかなということもすごい心配されておりますので、またどこかの段階で本当に地

元地域の方にも、ちょっと方向性とかはお知らせしていただけたらなというふうにも思っておりますし、できる限り継続を望んでおられる方のほうが多いと思いますので、また御検討もよろしくお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○委員長（門田まゆみ） ほかに。

○理事（原 直樹） では、私からはしあわせの村の村内の移動手段についてお尋ねします。しあわせの村の利用者は1か所の施設を利用する傾向にあると聞いております。その理由の1つに広大な村内の移動手段に難があると考えており、手軽に利用できる移動手段があれば複数の施設を利用していただけたらと思ひます。

無料巡回バスは運行本数が少ないため、気軽に利用することはできません。また、レンタサイクルは電動化されておらず、高低差のある村内では移動するだけで疲れてしまいますし、また利用時間が90分に限定されているため、移動手段として利用するには限定的であると感じております。

そこで、例えばレンタサイクルの自転車を電動アシスト付自転車にしたり、利用時間をもっと長くするなどして、手軽に村内を移動できるよう環境整備してはいかがでしょうか。村内の移動手段について当局の見解をお伺ひします。

○赤枝市民福祉振興協会常務理事 しあわせの村の移動手段につきましてお答えを申し上げます。

しあわせの村では1か所のみを利用される方が多い傾向にございます。これは先生御指摘のとおりだと思います。実際に来村者のアンケート結果を見ましても、来村の目的といたしまして単独の施設利用が目的とお答えをされた方が全体の約61%を占めるという結果になってございます。このアンケート結果では、同時に約83%の方がお車で来村ということになってございまして、多くの方が村内の移動に際しましても、お車を利用されているものと推測をしております。

御指摘のとおり、手軽に利用できる移動手段の充実につきましては、来村された皆様に複数の施設を御利用いただくための重要な要素であるというふうに認識をしております。そのため、現在指定管理者の自主事業といたしまして、しあわせの村内におきまして、無料巡回バスの運行とレンタサイクル、自転車の貸出しを行っているというところでございます。

先ほどレンタサイクルの自転車を電動化するなどの御提案も頂戴をしたところでございますけれども、この村内施設の回遊性を高めるため、手軽な新たな移動手段の整備につきましては、現在市で進められております令和10年度以降のリニューアル方針なども踏まえながら、しあわせの村全体としての施設の在り方の中で改めて検討する必要があるものと考えてございます。

以上でございます。

○理事（原 直樹） ありがとうございます。先ほどのアンケート結果にもありますとおり、いかにその滞在時間を増やして複数の施設を利用していただくということが、やはりしあわせの村の大きな課題の1つであると思ひますので、その移動手段どうしていかってところは非常に重要な課題であると思ひますので、また引き続き検討を進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員（あわはら富夫） すみません。20ページの介護保険法、障害者総合支援法に基づき実施する事業ということで、ちょっと事前の説明を受けたときに、介護保険認定調査業務、これが令和8年までですかね、9年からはもう入札で負けたという言い方がいいかどうか、入札でも、ちょ

っと敗れたっていうことをお聞きをしたんですけれども、この2番の介護保険事業者運営指導業務、これはそのまま残っているのかということなんです、それで、決算の21ページを見ると、要介護認定調査事業収入というのは大体3億4,000万ぐらいあると。これを見ていくと、これがもうなくなるとなると、相当経営的に大変なのかなと。それと、先ほどの質疑にもありましたけれども、太山寺の事業収入、これもなくなっていくということになっていくと、運営指導事業としての仕事が残る、福祉啓発等事業としての仕事は残るけれども、支出の部を見ると、ほとんどその事業は支出のほうがそれを上回っているというふうな状況を見たときに、この要介護調査事業収入をなくすということになると、1つ問題出てくるのは、そこで仕事を実際している人たちがどうなるのかなという問題と、市民福祉振興協会そのものがしあわせの村運営財団みたいな形になってしまうのかなというふうな感じがするんですが、その辺どういうふうに受け止められておられるのか。それと雇用問題ですね、それをどうするのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○**赤枝市民福祉振興協会常務理事** 御指摘いただきました介護保険認定調査業務につきましては、今年度までということになってございます。太山寺の事業も御指摘のとおりでございます。

まず、この介護保険認定調査につきましては、この現在振興協会で勤務、働いていただいております方、認定調査員につきましては、主任調査員5名を含めまして64名いらっしゃいます。

開札の結果等につきましては、神戸市の結果公表後、すぐに職員のほうにも御説明をさせていただきまして、7月上旬に改めて今後の対応についてお伝えをしたところでございます。

今後、意向調査、面談などを行いまして調査員1人1人の意向を確認の上で市や次期事業者とも十分に協議を図りながら、希望者には次期事業者への就職の支援を行うなど、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えてございます。

また、協会全体の経営につきましては、先生御指摘のとおり、この調査業務で3.4億ほど、それから太山寺の5,000万というのがなくなったということになりますので、まさにしあわせの村の管理運営がメインの団体ということになろうかと思います。

以上でございます。

○**委員（あわはら富夫）** だからね、ある意味では市民福祉振興協会という名前が残ってるのは、しあわせの村だけではなくて、この条例に基づいて、神戸市全体の福祉の向上、市民福祉の向上の役割をここの協会が果たしていくということになっているわけですが、その部分が、言い方がいいかどうか分かりませんが、市民全体にというところの部分がもうすこっと抜けてしまうん違うかなと。唯一、介護保険事業者運営指導業務だとか、それから全体的な福祉業務だとかいうのは残りますけれども、実際上はこれは黒字というよりは赤字実態になっていると。調査業務だってこれは黒字になっているわけではないと思うんですけど。ただ、全体的な何て言うんですか、収入の部分で、太山寺も入れると4億円ぐらいマイナスになってしまうということになると、この協会の全体的な事業の性格そのものを、ちょっとやっぱり議論しないといけないところに来てるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺、ちょっとどうなんですかね。

○**赤枝市民福祉振興協会常務理事** まさに先生御指摘のとおりかと思います。しあわせの村につきましても、令和10年度からのリニューアルにつきまして、今、市のほうでも今後の方針等を議論をしているところでございますので、私どもとしましては、その議論の方向性も見据えながら、また時代の大きな流れ等も見ながら、先生が御指摘いただいたこの福祉の在り方とか、そういつ

たところも含めて協会の中でもしっかりと議論をしまいたいというふうには考えてございます。

○委員（あわはら富夫） すみません、ちょっと細かい質問のところは後にして、大きな話のほうをちょっと先におきたいんですけど、要するに、福祉というものの基本的な考え方が、施設を中心とした福祉というところから、できるだけ自分が住んでるところ、また住んでる近くで対応するというような福祉に、もう完全にもう変わってきてしまってるわけで、そうになっていくと、しあわせの村って、当初造ったときには、やっぱり施設福祉で、やっぱり象徴的な場所として、この村を造ったと思うんですね。

ところが、今はそういう施設型の福祉から——障害者の皆さんにとってはまだまだ必要なのかもしれないけど、それからいわゆる地域展開っていうか、実際の居住の近くでやっぱり包括的にみんなで見守っていこうという方向に——福祉の考え方にね、大幅に転換してると思うんですよ。そうなったときに、このしあわせの村の位置づけというのは、もう全然変わってきてるんじゃないかなと。当協会はもう、言い方悪いけど、全てそこに関係する協会になってしまうということになると、例えば収入源どうするかとか、それから実際の仕事の内容がどうなのか、不動産業っていうわけにもいかないわけだし、その辺どうなるのかっていうのは、今検討委員会やってるので、その方向が出てからっていうことになると思うんですけど、ちょっとその存立っていうこと、在り方自体まで問われるようなことになるんじゃないかなというふうに思うんですが、局長どういうふうに思われますか。

○八乙女福祉局長 委員からお話ございましたとおり、しあわせの村というのは1989年に——平成元年に開村しているわけですけども、昭和の時代の中でも、当然在宅福祉というキーワードはございましたが、やはり施設から在宅へ、最近では地域の中で——地域包括ケアというような言葉がございますように——地域の中で障害者だったり、高齢者だったり、子供たち、全ての方を支援していくという概念が非常に進んできたのかなというふうに思っています。とはいえ、やはり通所施設だったり入所施設、高齢者・障害者も含めて、グループホームであったりというところとセットでやっていくという意味でいけば、決して施設福祉自体がなくなっているわけではなくって、身近な地域の中に、施設と在宅とというところをうまく組み合わせていくというところの部分については、すごいよくなったというか、考え方が進んできたのかなというふうには思っております。

そういう意味では、しあわせの村というところについては、決してその不便なところではなくって、概念的には社会福祉施設だったり、医療施設があるところに都市公園という機能を兼ねていろんな方に来ていただいて、障害者だったり、高齢者だったり、子供たちも含めて交流をしていただくという理念の下に出来上がった施設であって、私たちとしては、やはりそこが今老朽化だったり、来場者が減っていったというところの中で、さらにもっともっと魅力化を進めていって、たくさんの方に来ていただいて、できるだけその交流が深められる場所にしていきたいというところでは思っているところで、その部分で今、リニューアルの検討をしているところです。

その中で、今御指摘いただきましたように振興協会の役割——振興協会自体も昭和56年から法人化されているということで、非常に長い歴史を持ってるわけなんですけども、その中で今振興協会は非常に先駆的な取組をしていただいていたというところについては、私も評価をしている部分ではございますが、一方で、民間の事業者が社会福祉法人だったりNPO法人だったり、地

域団体の皆さん方が、地域の福祉を支えていただくという担い手が増えている中で、振興協会がどうあるべきかというところが今問われている部分ではあると思いますので、しあわせの村の見直しを含めて振興協会の在り方については、神戸市と振興協会とも相談をしながら検討していきたいというふうに思っているところです。

- 委員（あわはら富夫） どうもやっぱり振興協会の部分のところがね、ある意味でちょっと役割を終えたのかなというふうな感じもするんですけど、一方で、だから事業者に対して運営指導したりっていうふうな部分は、これは大切なところかなと思うんですよ。ただ、本体のほうでも実はできる仕事でもあるのかなというふうにも思いますので、その辺をどういうふうに調整していくのかというのは僕はある程度結論を出して、しあわせの村を運営するんだったら運営する団体としてね、もう明確にしたほうが分かりやすい部分もあるのかなというふうに思います。

それでちょっとだけ細かいこと聞くんですけど、雇用の問題なんですけど、今聞くと結構人数多いし、これで直で雇われてる方っていうのは5人なんですかね。調査員が60、ちょっとその辺が常勤なのか、いわゆるその調査員の、何て言うんですか、身分はどんな感じなんですか。

- 赤枝市民福祉振興協会常務理事 この認定調査業務に従事しております職員というのは、全体では73名いらっしゃいます。そのうち、認定調査自体を行っております、いわゆる調査に行っているものが主任の5名を含めて64名ということになってございます。

この中の主任・調査員64名のうち、1名は固有職員でございます。それから、1名が再雇用の職員、それから残りにつきましては嘱託職員ということでございます。

- 委員（あわはら富夫） そうなると、その業務全部なくなっちゃうわけなので、その雇用問題ということで、先ほど言われたように、新たに受けた事業者に雇用してもらうという方法を言われてるんですけど、それともう1つは、多分この運営指導業務とか、実際にこちらがやってる業務の中で吸収される部分もあるのかなと思うんですが、この人数の人たち全体を新たに手を挙げたところが全部引き受けてくれるっていうわけでもないと思うんですね。あと引き受けるところも一定の条件を出して引き受けてるわけだから、引き受ける人がいないような、業者が手を挙げて引き受けるっていうふうにもならないと思うんですけど、もうその辺、こういう人たちが路頭に迷わないようにしないといけないんですが、それとせっかくいろんな事例を見てきて、ある意味では能力が蓄積してるわけじゃないですか。それをそのままもう、何ていうの、なくしてしまうというわけにもいかないと思うんですが、その辺のところはどういうふうにお考えなんですか。

- 赤枝市民福祉振興協会常務理事 調査員さんのほとんどがケアマネの資格をお持ちの方が大多数でございます。まず、現在の調査というものは、神戸市全体としまして振興協会で担ってございますけれども、これが来年度以降は違う事業者のほうにということでございますので、これから恐らく調査員の確保とか、そういったことが始まるんだろうと考えてございまして、これにつきましては私どもとしましても市と協議をいたしまして、そちらのほうに御希望がある方につきましては、最大限の就職の支援というものをさせていただきたいと思っております。

- 委員（あわはら富夫） まあ、ここで聞くような問題じゃないのかもしれませんが、何か入札を受けてね、その仕事を任したのは、今ここにおられる福祉局のほうでしょう。福祉局のほうは入札をして、今度は市民福祉振興協会のほうは、これで民間のどこの事業者か分かりませんが、民間の事業者へお任せをするというふうに決まったと思うんですよ。そうすると、その民間の事業者がそういう調査能力があるかどうかっていうのは、普通はその入札の、どう言ったらいいんですか、権限というか、入札の評価にとって非常に重要な部分だと思うんですけど、というこ

とは、そこには既にヘルパーさん、ケアマネ資格を持ってる人たちが何人かちゃんとして。ちゃんと検査できる能力は十分にあるということで、入札でそこが上になったというふうに僕なんかはそう感じるんですけど、今の話聞いてたら。こちらでやってるケアマネジャーさんたちがそっくりそっちのほうに、そっくりじゃないけども、ある程度そっちのほうに行ってみたいだね、というふうな仕組みになってるのかとちょっと思うんですけど、これちょっと市民福祉振興協会の審査とは関係ないのかもしれないけど、ただ、せっかく福祉局おられるので、その辺だけちょっとお聞きしたいんですが。

○**八乙女福祉局長** 一般的に競争入札であったり、プロポーザルであったりとかということで事業者が替わるということは時々あるということにはなるんですけども、今回の認定調査につきましては、総合評価落札方式ということで、金額だけではなくって、当然その提案内容も審査をした上で、新たに事業者が2社選ばれてということになるんですけども、いずれもその2社につきましては、他都市で要介護認定調査をしていただいているということでございますので、その実績も一定評価されたものというふうに考えております。

ただ、委員から御質問ありましたように、雇用については、まだ来年4月からというところがあって、一定、雇用見込みということについての提案もいただいておりますけども、完全に人員が全て確定されているわけではないというふうには認識しておりますので、現在、市民福祉振興協会で認定調査の業務をされてる方が来年4月からそちらのほうで仕事ができるかどうかについては、当然御本人の希望を聞いた上ではございますが、引き続き認定調査の仕事をされたいという方については、そちらのほうへの調整をさせていただく。当然のことながら、雇用情勢が異なったり、採用されるかどうかは、その新しい事業者の判断にはなりますので、私たちは強制することはできませんけれども、神戸市としてはそこについての調整を振興協会と新たな事業者のほうでさせていただくということは考えているところでございますので、全てが全てということではないということになると思います。

○**委員（あわはら富夫）** これ以上しつこくはしませんが、最大限やっぱり雇用を守られるようによろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○**委員（坂口有希子）** のびのび運動ひろば事業についてお伺いいたします。

近年、発達障害の可能性がある子供たちへの早期支援の重要性が一層高まっています。私自身もこういった御相談を受ける機会もある中で、のびのび運動ひろばは、保護者が強い不安を抱える時期に寄り添う支援として、極めて意義深い取組であると思っております。

昨年度は35組の親子に御参加いただいたとありましたが、定員を超過したため、やむなく抽せんで参加をお断りした御家庭もあったとお伺いしております。

そこで、現在顕在化しているニーズに応えるとともに、今後さらなる潜在的ニーズが掘り起こされることを見据え、参加枠の計画的な拡大を検討すべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

また、この事業への参加をきっかけとして、子供たちや保護者にどのような変化や効果が生じているのか併せてお伺いいたします。

○**赤枝市民福祉振興協会常務理事** のびのび運動ひろば事業につきましてお答えを申し上げます。

この事業は発達の気になる小学校1年生及び2年生の児童とその保護者を支援するための事業で、事業の目的としまして大きく2つございます。1つは、子供たちに体を動かす楽しさや達成

感を感じてもらいまして、運動に対する前向きなイメージ、行動の変化を促すことにございます。

2つ目は、保護者の皆様に対する家庭支援であります。保護者の方々が学習し、情報交換できる場を提供することを目指してございます。

この事業は1回1時間30分の枠で、子供と保護者がそれぞれに応じたプログラムを並行して実施をしてございます。全5回で構成されておりますこのプログラムでは、子供向けプログラムは、運動指導員の指導の下、投げる、跳ぶ、走るといった基本動作を身につけることができるよう構成をしております。特に児童1人1人に対しまして、学生ボランティアがマンツーマンで寄り添い、できたという成功体験を自信につなげる手厚いサポート体制を敷いているということでございます。

また一方で、保護者向けプログラムは毎回異なる専門家を講師にお招きをしております。子供への関わり方や環境調整、家庭でできる運動遊びについて御講話いただくとともに、グループワークを通じた保護者同士の交流の時間を設けております。

お尋ねいただきました参加した子供たちや保護者がどのような変化や効果が生じたのかという点でございますけれども、こちらにつきましても確かな効果を上げており、前向きな意見を頂戴をしているところでございます。子供向けプログラムにつきましても保護者からは対象年齢を過ぎてでも続けたい、定期開催してほしいといった声が寄せられております。運動機会の創出として高い満足度は得られておるものと認識をしてございます。

また、保護者プログラムにおきましても、専門家の助言によります子供への関わり方や意識変化、支援サポートの習得に加えまして、同じ悩みを持つ保護者同士が交流・共感することで孤立感の解消や不安軽減といった家庭支援の面で確かな効果を生み出しているというふうに認識をしてございます。

この事業は令和3年度から現在の形式で実施をしており、保護者の皆様からのニーズは高いと考えております。広報紙やSNS、教育委員会事務局御協力の下、ツムギノを通じた周知も功を奏しているものと考えておりまして、定員36名に対しまして、昨年度は76組、今年度は58組と、定員を大きく上回る御応募をいただいている状況でございます。

定員を超過し、やむを得ず抽せんでお断りしている御家庭があるということにつきましては、大変心苦しく、支援を必要とされている方にできる限り御参加いただけるよう参加枠の拡大につきましては重要な課題であると認識しております。

本事業の肝は、参加児童の安全確保とマンツーマンの手厚いサポート体制にございます。参加枠を拡大するためには、児童の参加数に見合った専門人材の確保をはじめ、質の高いボランティアを安定的・継続的に確保することが必須要件と考えてございます。そのため、この課題を解決するためには、今年度新たな取組といたしまして連携協定を結んでおります神戸親和大学の教授にも御協力をいただきまして、学生ボランティアの確保と育成を強化したところでございます。

プログラムの開始前には、当日参加するボランティアのつながりづくり、子供への声かけや、対応方法を学ぶ研修を実施し、より質の高いサポートができる体制整備を進めているところでございます。

現在、協会内におきましても顕在化するニーズにお応えするための次年度以降の事業の在り方につきましても、本事業を重要課題に位置づけまして継続的に議論を行っている最中でございます。大学等との連携強化によりますボランティア確保はもちろんのこと、運営上の御要望とか課題も踏まえまして、支援を必要とする子供たちや保護者にしっかりと寄り添えるよう、御指摘の参加

枠の拡大も含めまして、よりよい方向性を見いだすことができるよう、引き続き本事業の充実と推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 委員（坂口有希子） ありがとうございます。前向きな御意見とか、高評価も得られているということでございますし、また専門家による親御さんへのサポートとか、また保護者同士が交流することで、もう本当に不安軽減になっているということで、素晴らしい取組だと思っております。

本当にちょっと安全とかで、またマンツーマンでの御指導ということで、枠を広げるのは大変だと思うんですけども、親和大学の教授と連携取って、また増やしていけるようなこともあるとお伺いしましたので安心いたしました。また引き続き、よろしくお願いいたします。

あと、もう1点なんですけれども、先日しあわせの村に行かせていただきまして、温泉施設があるところの施設に行かせていただいたんですけども、本当に高齢者の方が非常に多く、ことごとキッチンもすごいもう満席ぐらいの勢いで本当ににぎわっておりました。その中で、しあわせマルシェ、新鮮な野菜を売っているところなんですけど、マルシェにもすごいたくさんの方が来られていたんですが、それは一貫して今フードサポートで2,000円以上で500円のクーポンが発行されていると思うんですけども、その効果があってマルシェはにぎわっていたのかどうか、ちょっと、もし分かればお伺いしたいと思います。

- 赤枝市民福祉振興協会常務理事 御指摘のしあわせマルシェにおきましてはフードサポートの事業、これ市内の直売所を対象に2,000円以上のお買物で500円のサービス券、次回利用できるサービス券をお配りをしているという制度と承知をしております。

このしあわせマルシェにつきましては、日頃から非常にたくさんの方にお買い求めいただいております。このフードサポート事業につきまして、7月から開始をしているというところがございますので、これがいい方向に寄与しているのかどうかにつきましては、もう少ししっかりと注目をしていきたいと考えてございます。

- 委員（坂口有希子） ありがとうございます。広報紙K O B Eとかでも広報されてたんですけども、ちょっとQRコードとか読まないと、それが分からなかったりとか、売場にもなかなか、あまり書かれていなかったのも御存じない方がたくさん、もしかしていらっしゃるのではないかなと思って、もし売上げが伸びてたらそういう効果もあったのかなと思って御質問させていただきました。また、せっかくフードサポートしてますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

- 委員（うえなか美貴子） しあわせの村のシルバーカレッジについて、もう少しお伺いいたします。

4つの専門コースで3年間、それぞれ学ばれました学生さんの卒業後の社会貢献の実績ですが、資料には、小学校での児童見守りなどの学校運営支援活動が挙げられております。それ以外に3年間、専門的な学びを生かした地域活動、どのような分野で何人程度が活動されているのか、その具体的な事例を含めて教えてください。

- 八乙女福祉局長 しあわせの村の卒業生の地域活動について御質問いただきました。

まず1つ目としましては、卒業生が中心となって結成されておりますNPO法人のグループわによるボランティア活動を紹介させていただきます。

グループわの活動は5つの部会、福祉、国際、環境、文化、生きがいの5つの部会に分かれておりまして、シルバーカレッジのそれぞれの専攻で学んだ内容を生かした活動をしていただい

いるところでございます。

具体的な活動内容としましては、在住外国人への日本語学習支援であったり、こども食堂、木工作品制作イベントの開催など、多岐にわたって活動いただいているところです。

また、グループとは別に、卒業生が自主的にボランティアグループを結成したり、地域のグループの中に入っていたりなどしまして、それぞれの地域の中で福祉施設の運営支援であったり、自然保護活動、登下校の見守りや幼児支援、清掃など、様々な活動をしていただいているというふうに認識をしております。

○委員（うえなか美貴子）　ということは、結構3年間学んできたかなりの知識はいろんなところに、いろんな分野で、それなりに生かしてグループ、NPO法人であったり、そのグループをつくって活動されているという実績はあるということなんですよ。分かりました。

そんなすてきなカリキュラム、これからも次の入学生を増やすためにカリキュラムを見直したり等していくということなんですけれども、例えば週2回、年間60日、3年間受講するというのは、かなり縛りがあるかと思います。意欲があっても、いろんな事情から3年間継続することに負担を感じてしまう場合がありかなと思うんですが、より多くの方に学びの機会を提供するために、例えば1年間の短期コースとか、テーマ別にもっと、ここ、と絞って学びたい、このテーマを選べるとか、いろんな選択制のコースなど、受講スタイルを考えていかれるのはどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○八乙女福祉局長　ありがとうございます。先ほどの答弁でも説明させていただきましたが、やはり社会背景がこの33年間でかなり変わってきているというところで、シルバーカレッジは57歳から入学ができるようになってるんですけども、なかなか私も入学できる年齢になっているんですけど、なかなかやっぱり仕事をしながらシルバーカレッジに、先ほどお話ありました週2日、60日ということで通うというのは、やはり定年が延びていたり、お仕事を70過ぎまでされてる方もたくさん増えているという中で、非常に難しくなってるのかなというふうには感じています。高齢者の人口は、当時に比べると、かなり増えているんですけども、それでもやっぱり入学者が減っているということは、現在の高齢者の皆さんのライフスタイルに、そもそも60歳の方を高齢者というのも最近では失礼だというようなところもあったりするので、御指摘いただきましたように、現在のプログラムであったり、回数が適切なのかと、それからニーズに合った形というのはどういうことなのかということも踏まえながら検討をしていきたいと思っておりますので、また方向性につきましてはしあわせの村のリニューアルに合わせまして報告できればというふうに考えております。

以上です。

○委員（うえなか美貴子）　ありがとうございます。しあわせの村の中の昔からあるシルバーカレッジ、すごい立派な建物でもございますし、そこにシルバーというか、57歳超えてからの方が、また健康でいるためにも、そこで集って人と会って元気になる。そして、やっぱり学校ですので、通うことによって、その毎日のリズムというのが整う、それもすごくいいことだと思いますし。何より、再び学ぶことができる。そして学んで、他のために役に立つことができるという、そのシルバーカレッジをさらに魅力あるものに取り組んでいただけたらうれしいです。

ありがとうございます。

○委員（平田 正）　よろしくお願いいたします。私もしあわせの村の件について、1点だけすみません。令和10年からのリニューアル方針なんですけれども、段階的に進めていくということで

お聞かせさせていただいておりますが、先日もちっとお邪魔させてもらって、ぐるっと1周させていただきましたが、いろんな施設があって1日で回ろうと思うと結構大変だったんですけれども、そのリニューアル方針の中で優先的にリニューアルを進めていく施設や、エリアについても検討していく方向なのか、優先順位について現時点での方針があればお聞かせ願います。

○小園福祉局副局長 リニューアルの進め方についての御質問でございます。おっしゃっていただいたとおり、しあわせの村、かなり広くて、約205ヘクタールの広大な敷地面積を有してございます。また、誰もが多様な目的で、かつ複合的に楽しめる場といたしまして、村内には温泉や宿泊施設のほか、運動施設、野外活動センター、キャンプ場など各種施設が配置されてございます。令和7年度は年間約190万人の方に御利用いただいているという状況もでございます。このように、広大な敷地に様々な施設が立地しておりまして、かつ年間通して、多くの市民の方々に御利用いただいているという状況を踏まえ、委員御指摘のとおり、全てを一度にリニューアルするということは少し難しいのかなというふうに考えているところで、段階的にリニューアルをしていくことになるものと想定しております。

現在、リニューアルに向けて事業手法や新たに付加すべき機能などを検討しているところで、今年度中にリニューアル方針として取りまとめたというふうに考えてございます。

お尋ねの優先的にリニューアルを進める施設やエリアであったりとか、リニューアルの優先順位、こういったことに関しまして同方針の中で、どこまで言及できるかも含めて、ちょっと現時点でお示しできるものはございませんが、いずれにいたしましても、着実にリニューアルを進めていけるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○委員（平田 正） ありがとうございます。今年の1月にはサウンディング調査の結果も出ていようように拝見させてもらいましたが、まだちょっと何かざっくりしたような感じかと思われましますし、まだちょっとこれから意見交換を含めて検討していきますという段階かなという気はしますが、令和10年まではまだ時間ありますから継続的に進めていただきたいのと、やはり施設のリニューアルについては、やっぱり最終的には収益性の向上というか、そこにつながるリニューアルであるべきだと思いますし、その収益性の向上がやはり財政負担の軽減につながらないと意味がないかなというふうに考えておりますので、その辺は意識を持って取り組んでいただきたいなというふうに思います。

先日お邪魔させてもらったときに、そのサウンディング調査の結果とか内容とかも踏まえるのもありかもしれませんが、私ちちょっとお邪魔させてもらったときに、県外の私立の高等学校の夏休みやったっていうのもあるかもしれませんが、私立の高等学校の運動部の人たちが、3校ぐらい拝見させてもらったんで、多分宿泊施設もあるからだとは思いますが、比較的涼しい場所でもありますし、そのような多分ニーズももしかしたらまだまだ掘り起こしができるかもしれませんので、サウンディング調査の結果だけではなくて、幅広にその辺取り組んでいただけるようによろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（門田まゆみ） ほかにございますか。

○理事（松本のり子） 3点ほどお聞きします。まず1点目は、しあわせの村行きの市バス路線の廃止についてなんですが、令和9年度から市バスのしあわせの村発着路線が廃止・減便される予定となっております。指定管理者の立場として、今回の減便による影響っていうのは結構しあわせの村の中のいろんな施設からも聞いておられると思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○赤枝市民福祉振興協会常務理事　しあわせの村への交通手段といたしましては、まず自動車でお越しになられる方が約83%と高いものの、路線バスで来られる方も約12%おられまして、しあわせの村にとりましてバス路線は重要なアクセスであるというふうに認識をしております。

路線バスを御利用いただく場合のしあわせの村のアクセスにつきましては、三宮、新長田、名谷方面からは市バスが、神戸西、鈴蘭台、谷上方面からは阪急バスがしあわせの村へ乗り入れてございます。約12%の路線バスの利用者のうち約58%が市バスを御利用いただいているという状況でございます。

指定管理者であります当協会を含みます共同事業体各事業者及び常駐する委託先事業者の従業員のうち、約19%が通勤手段として市バスを利用させていただいてございまして、従業員の重要な交通手段の1つでもあると認識をしております。

昨年度末に提示をされております市バス路線の見直し案につきましては、3案提示されております。減便・廃止等となれば、一定の影響があるというふうに考えてございます。しかしながら、いずれも具体のダイヤ等が示されていないということから市バスを御利用いただいております来村者、従業員への影響が具体的にどの程度あるのかにつきましては、現段階では測ることができないと考えてございます。

以上でございます。

○理事（松本のり子）　いろんな施設、障害者施設の保護者の方とかとお話しはされたと思うんですが、その声はどうなんでしょう。

○小園福祉局副局長　今ちょっと御案内いただきましたように、施設の利用者の方だったりとか施設のほうにヒアリングのほうはさせていただいたところでございます。今回市バスということで、交通局とのやり取りを少し整理して御説明させていただきたいんですが、しあわせの村エリアの市バス路線の見直しについては昨年8月、交通局のほうから協議のほうはございました。それを受けまして福祉局のほうからは、令和7年10月に福祉施設の利用者への通所の配慮、あるいは村内施設の勤務者や介護人材確保への配慮、あとはレジャー利用者への配慮等について、交通局に意見のほうはお伝えしたところでございます。

その後なんですけど、交通局と福祉局連携いたしまして実態把握ということで、まず2月には交通局がしあわせの村の指定管理者や福祉施設の事業者に対しまして、市バス路線の見直しに関する素案をお示しして御意見を伺ったところでございます。

また、5月には村内の福祉施設を利用している保護者団体からの御要望を交通局と福祉局でお聞かせいただきまして、7月には当該団体と意見交換もさせていただいたという状況でございます。加えまして、6月には村内の福祉施設に対しまして、市バスの利用状況に関するヒアリングを福祉局と交通局とで実施したというふうな状況になってございます。

このあたりを踏まえまして、交通局のほうには福祉施設の利用者の方々の通所機会が失われないように慎重に検討いただきたい旨を改めてお願いしているところでございます。

○理事（松本のり子）　福祉局として1,000万円、毎年毎年この路線を維持してほしいということで交通局に出してますよね。ということは、やはりこの路線は廃止とか減便になったら困るところで、そういうこのしあわせの村ができてからずっとこの間、毎年1,000万円出されてますよね。そういう意味ではもっともっと——今おっしゃっただけじゃなくって、出してるんですから、強く声を上げていってほしいなと。やはり、障害者の保護者の方に聞きますと、地下鉄の駅を変えたところから乗ってもらったらいんだというふうに交通局は言うけれども、そんな

ことをしたって、我が子は簡単に地下鉄1駅プラスして乗る、そういうことはできないし、三宮からのバスがなくなれば神戸駅まで行きなさいって言ったって、行くことはできない。年老いた自分が、じゃあいつまでしあわせの村の施設まで連れていくことができるのかと言えば、そういうこともできないような、本当にせっぱ詰まったお声を聞いてますので、そういう声はもちろんそちらにも届いてると思うんですよ。振興協会のほうにも、福祉局にもね。だからもっと強い姿勢で臨んでいただきたいと思うんですが、今後は来年、令和9年度までの間に何回か交通局と、あるいは障害者施設の保護者、あるいは施設通勤、振興協会の中で働いている人たちの声を聞く機会っていうのを設けられるんでしょうか。

○小園福祉局副局長　ちょっと先ほど御答弁申し上げましたように、5月あるいは7月にこの福祉施設の保護者団体の皆様から御意見を伺わせていただいたり、この6月に村内の福祉施設を設置しております事業者全てに関しまして、利用状況のヒアリング等を実施させていただいたというところで、今後どういうふう意見にさらに把握していくのかというところについては現時点で未定ではございますが、ただ引き続き、交通局と密に連携して、取組のほうは進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○理事（松本のり子）　交通局と密にして取り組んでいただくのもいいんですが、やはり利用なさっている、しあわせの村に来ている障害者の人たちの声をもっともっとしっかり聞いていただきたい。せっかくしあわせの村という条例ができて、こういうものが造られて、どんどん障害者施設も入ってきて、デイサービスなんかも充実してきてますので、ぜひ声をしっかり聞いていただいて、減便・廃止しないでほしいという方向で言っていただきたいということを今日は要望いたします。

次に、先ほども出ましたけれども、しあわせの村のリニューアルなんですけれども、今後リニューアルして、ちょっと心配なのが、やはり有料ゾーンがさらに拡大していくのか。あるいは施設の宿泊料が値上がっていくのか、そういったことをちょっと心配するんですが、その辺はどういうふうにお考えなんですか。

○小園福祉局副局長　先ほど御答弁もありましたが、開村から37年がたちまして、施設の老朽化あるいは施設によっては利用者が減少したり固定化しているという課題がございます。今年度は魅力向上と持続可能性の視点からリニューアル方針の策定に取り組んでいるところでございまして、このリニューアルによりまして、しあわせの村をさらに多くの方にいつまでもお越しいただける村としていきたいというふうに考えているところでございます。

今御指摘いただきました利用料金につきましては、現在リニューアル方針策定のために民間事業者の方々にサウンディング等を実施いたしまして、様々な御意見も頂戴しているところでございます。ただし、現状におきましても、村内の各施設利用者からは、それぞれの利用に応じて料金を頂戴しているようなところもございまして、今回のサウンディングにおいても、魅力向上のために新たな機能を付加した際などに、利用料金を徴収することについては制約は設けていないという状況でございます。また、今回のリニューアルにかかわらずなんですが、村がいつまでも魅力あふれる施設であり続けるためには、維持管理に一定の費用を要する、そういったところで、利用者の方に適正な御負担をお願いしないといけないというのも事実かなというふうに思っているところでございます。

いずれにいたしましても、リニューアル方針の中で、利用料金の在り方についても考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○**理事**（松本のり子） 神戸市民が神戸市内に宿泊をするっていうのはなかなか難しい部分もあるかと思うんですが、私はしあわせの村はやっぱり大好きで、というのも自分が住んでる東灘なんてね、今なんかセミの声かカラスの声しか聞こえないけれども、もう本当にここに来ると朝からね、ウグイスの声とか、いろんな鳥の声が聞こえて、これでも、ここも市内なのかというぐらいに、本当に全然東灘と違った自然豊かな、だから神戸市民である私が市内のホテルに泊まるんですけども。そういう意味では、これが市民福祉の向上じゃないかなと思うんですね、ある意味。という、じゃあ利用料金は今後アップもあり得るような今お話でしたけれども、やっぱりそこはちょっと市内と市外はもうちょっと、今も明確に分けてますけれども、もう少しね、分けて考えてもいいんじゃないかなと。市内の人にはやはり市民福祉の向上、福祉都市づくりっていう以上は、ほっとできる場所というのは、やはり提供していただきたいなと思いますので、その辺は利用料金のアップというのは、ちょっと簡単に考えないでほしいなということを申し上げます。

最後に、先ほどもお話が出ましたが、私も太閤の湯、太山寺のお湯は、もう大好きで、本当に有馬温泉に絶対に引けを取らない、宿泊施設でのこのお湯なんですけれども、日帰り温泉の場合は割とあるかなと思うんだけど、ほかに。宿泊施設でのお湯っていうのはもう最高にすばらしい。これは本当に兵庫県でも1番じゃないかと思うぐらいすばらしい。だから泊まりに行ったりするんですが、そういうお湯を、これ訴訟が解決したら、ちょっと考えるに当たって、ここを少しお休みするということもおっしゃってたと思うんですが、お休みをした場合、温泉のお湯を止めることになるので、そうなれば、次再開するときに、影響いうのは出てこないんでしょうか。

○**赤枝市民福祉振興協会常務理事** 止めたときの影響ということですか。一旦止めて、再開したときにどの程度泉質に影響するのかということにつきましては、現段階、我々のほうでは分かりかねます。

○**理事**（松本のり子） 分かりませんということは、どうなのか分からないから、やはりこれはもう止めないでね、本当に早急にちゃんとした方向性を見つけていただきたいと。絶対にこのお湯はね、引き続き残していただきたいということを申し上げておきます。

○**委員**（山本のりかず） 先日、会派でしあわせの村を視察させていただき、対応していただいた職員の皆さん、ありがとうございました。そういった中で、先ほど平田議員から収益確保について言及がありました。私自身も令和6年に収益確保策について当局に質問させていただいた際、当局からは、共同事業体の幹事企業として事業者間の連携強化をしながら団体客向けに全天候型のプランの開発を行うこと、そして大学との連携強化により若い世代、若年世代の来村促進策を検討を行うことについて答弁がありました。

答弁から2年経過しますけれども、検討を行った結果と現在の取組進捗について確認させてください。

○**赤枝市民福祉振興協会常務理事** 収益確保における現在の取組、それから村内施設を使用いただける仕掛けづくりについてお答えを申し上げます。

各施設につきましては、当協会とともに共同事業体を構成する民間事業者が宿泊施設、温泉健康センター、それから屋外運動施設、馬事公苑など、それぞれ運営をさせていただいてございます。

来村者の増加を図る上で、これら施設を運営する事業者間での連携した取組というのは大変重要な観点であると考えてございます。そのため、毎月定例会を開催いたしまして、利用実績や行

事予定等の情報共有を行っているところでございますが、令和6年度からは各事業者がそれぞれ展開しております広報活動についても情報交換を行いまして、連携した取組を強化し、昨年度からはInstagramの共同投稿を開始をしているところでございます。

また、各事業者におきまして、それぞれの運営ノウハウも生かしながら、年間を通じたイベント、縁日であったり、手持ち花火大会、水鉄砲バトル、スポーツフェスタなどのイベント、教室など、様々な自主事業を実施し、にぎわいづくりや収益確保に取り組んでいるところでございます。

御指摘のございました大学との連携でございますけれども、令和7年度——昨年度より、地域を学生の学びの場として地域共創科目を実践しております神戸親和大学の学生を共同事業体構成員と連携して受け入れる新たな取組を開始しているところでございます。

昨年度各施設での利用者のインタビューや体験を経まして、課題を分析し、様々な魅力向上策の提案を行ったところでございます。

提案のうち、既に今年度におきまして、村内イベントの開催に合わせて、学生がカフェを出店したり、縁日イベントにおけます子供向けのミニゲームを制作したり、シルバーカレッジの公開講座を学生が企画をいたしまして、これも12月に開催をする予定でございます。

今後も学生の感性を生かしました提案を参考に、若年世代の来村促進につながる取組を検討してまいりたいと考えてございます。

また、共同事業体が連携した村内を周遊いただける取組につきましては、各事業者協力の下に、御宿泊される方に、村内の施設を割引利用できますサービスとしてお楽しみ優待券を提供しているほか、今年度新たに実施を検討している連携した季節イベント、キャンペーンの一環としてスタンプラリーのような施設周遊型のイベントも計画をしているところでございます。

引き続きまして、事業者のノウハウもそれぞれ活用しながら、お互いにアイデアを出し合い、さらなる充実を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（山本のりかず） 様々な取組を行っていることは理解しました。その中で、先ほど原議員から移動手段の確保について質疑ありましたけれども、そんな施設を周遊するに際して、例えば共同事業体構成員が一丸となって、仕掛けをつくるべきと考えますが、現在の取組状況を確認させてください。

○赤枝市民福祉振興協会常務理事 先ほども少し申し上げましたとおり、各それぞれの運営事業者が連携をして取り組んでいるイベント等もございます。これらにつきましては共同投稿などの発信を行っているところでございますし、共同事業体が連携して宿泊される方にお楽しみ優待券を提供するなど、周遊できるような仕組みを取り入れているところでございます。

また、今年度新たに実施を検討しておりますのが、スタンプラリーをしまして、施設を周遊していただくようなイベントを計画をしているというところでございます。

以上でございます。

○委員（山本のりかず） 現場では会長の長田さんとも意見交換させていただきました。その際に、それぞれ特徴ある施設がばらばらで点在していることが課題ということは、我々共通認識として把握させていただきました。その際に、やはり民間活力を生かしながら、園内の活性化を図るべきという意見もありました。

そういった意味で、例えばしあわせの村において、キャンプ場や馬事公苑など魅力的な施設は

多くありますけれども、まだ魅力を十分に発揮できていないと感じております。先ほどインスタ——SNSの発信もありましたが、SNSはきっちり私も定期的に拝見させていただくと、発信できているのかなという印象を受けております。その中で、例えば六甲山牧場、先日の審議ありましたけども、職員の皆さんが創意工夫によって収益を上げているという現状があります。そういった現場での収益を上げている他の団体のいいところも取り入れながら、好事例を積極的に取り入れることによって収益改善につなげるべきと考えますが、考えあればお聞かせください。

○**赤枝市民福祉振興協会常務理事** 御指摘のとおり、他施設や他団体の優れた事例を参考に取り入れ、職員の創意工夫による効果的な情報発信を行うことなど、新たな利用者層の獲得、収益改善につなげるという観点は非常に重要なことであると認識をさせていただきます。

御指摘いただいたように、しあわせの村は205ヘクタールという非常に広大な敷地の中に多様な施設が点在をしております。特定の施設利用を目的に来村されている方の中には、長年しあわせの村にお越しいただきながらも、他の施設の存在を認識しておられないというようなケースも見受けられるなど、来村者の6割程度の方が単一の施設のみを御利用されているというのが実態でございまして、その魅力は十分に伝わっていないというのも課題であると認識をさせていただきます。

村内施設を複合的に御利用いただくためには、まず各施設の存在を広く知っていただくということが重要であると考えてございまして、村内でどのような楽しみ方ができるのかを具体的にイメージいただくことが重要であると考えてございます。

このため、御家族向け、また若者・学生向けなど、対象者に合わせたモデルコースを設けまして、施設の周遊であったり、散策場所を組み合わせまして、1日の過ごし方を具体的に提案したモデルコースをホームページに掲載をしているところでございます。

今後も他施設の事例も参考に、村内における案内、広報等の充実に引き続き取り組むとともに、複合施設を利用した村内での楽しみ方、過ごし方の提案の情報発信に取り組み、複合的利用の促進を図ってまいりたいと考えてございます。

また、しあわせの村といたしましては、緑豊かな自然の中で高齢者や障害者の方々のみならず、子供・若者を含む幅広い市民の方に対しまして、交流・ふれあいの場を提供することが重要であると考えてございます。

10代、20代を中心とした若年層の来村促進につきましては、これまでの利用者層に加えて、新たな利用者層を獲得して集客増を図るという観点からも、重要な課題であると認識をさせていただきます。

先生のほうも御覧をいただいているように、インスタグラム等、SNSの発信が効果的な活用になっていくということで、これは不可欠なことであると考えてございます。

今後とも他団体との好事例、専門事業者のアドバイスなども取り入れまして、単なるイベント告知にとどまらず、しあわせの村のリアルな日常、魅力に共感いただけるようなコンテンツの発信に努めるなど、SNSの活用につきましても工夫を凝らした訴求力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○**委員（山本のりかず）** 最後です。県立の有馬富士公園では、大規模な屋外フェスが開催されており、公園の有効活用かつ地域のにぎわいの創出にもつなげております。しあわせの村にも、この地図に書いてありますように芝生広場、広大な芝生広場がありますので、ぜひとも既存の発想にとらわれず、果敢に挑戦していただいて、大規模な屋外フェスの可能性もあります。そのあた

りの、もし意見があればお聞かせください。

- 赤枝市民福祉振興協会常務理事　しあわせの村におきましては、球技場とか、あおぞら前の広場など、幾つかの一定規模のイベントに活用できる広場がございます。御指摘の芝生広場につきましても、4ヘクタールの広大な敷地がございます。かつ、各施設の中心に位置しており、アクセスもよいということから各集客イベントのポテンシャルは、しあわせの村の中でも高いというふうに考えてございます。

また、市民からも親しまれているところでもございますので、これまでもしあわせの村まつりであったり、神戸福祉・健康フェア、またこどもフェスタなど、様々なイベントにも御利用をいただいているところでございます。まだ積極的に活用する余地もあるというふうに認識をしております。

現在の試みといたしましては、多様な活用シーンの創出に向けました企画公募として、「ちょっとDo it!」というものを昨年度から開始をしているところでございます。ぜひ、こちらのほうも実績をつくっていきたいと考えてございます。こうした制度を活用しながら、委員の御指摘のとおり頑張っていきたいと思っております。

以上です。

- 委員（山本のりかず）　今答弁聞いている、一步步前進していますけれども、全体を俯瞰しますと、しあわせの村の活性化や収益確保の観点より、民間活力を生かしながら様々な方法によってしあわせの村の活性化に寄与していただくよう、検討していただくよう要望いたします。

以上です。

- 委員長（門田まゆみ）　ほかに御質問はございませんか。

- 副委員長（浅井美佳）　すみません。最後に1つだけ。時代の変化についても、先ほどお話がありました、障害のある方を特別な枠の中だけで支援する段階から地域社会や通常の経済活動の中で共に働く段階へと進んでいるという話は私も共感するところでございます。

頂いている資料では、はっぴねすコーナーでの販売支援や缶バッジ・マグネット製作隊への支援が示されていると理解しており、こういう取組も大切だとは思いますが、障害者事業所の製品だから購入いただくという枠にとどまらず、品質のある製品やサービスとして通常の調達の中に組み込んでいただくことが次の段階ではないかと感じております。

神戸市では、既に障害者就労施設等からの優先調達を進めていますので、しあわせの村においても既に一部されてるかなとも推測はするんですが、村内のホテルなどで日常的に使用する物品、備品やサービスについて現在のその他の調達から置き換えられるものを洗い出して、品質、価格、公平性を確保した上で継続的なお仕事につなげていただけないかなと思っております。特別な応援購入ではなくって、通常の経済活動の中で選ばれ、使われる仕組みへとさらに一歩進めていただくことを要望したいと思うんですが、もしコメントあればお願いしたいと思うんですが、難しければ大丈夫です。いかがでしょうか。

- 赤枝市民福祉振興協会常務理事　すみません、ちょっと優先調達の件につきましては、すみません、把握をしてございませんけれども、先生の御趣旨等も理解をしておりますので、こちらについてもしっかりと検討をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 副委員長（浅井美佳）　急だったので、検討していただけるだけでもありがたいです。ぜひ、もし検討がこの先進むのであれば、しあわせの村で日常的にお風呂、私の大好きなお風呂で使われ

る、貸していただくタオルとか購入するタオル、実は障害のある方がつくられているんだよって
というのが、実はっていう形であれば、すごく何ですかね、親亡き後の障害のある方のお話って結
構あると思うんですけども、神戸市では一歩進んで、当たり前のように健常者と言われる方と
同じ経済活動ができる取組が進んでいるんだよってというのもアピールできるかなと思いますので、
ぜひ検討だけでもお願いいたします。

以上です。

○委員長（門田まゆみ） ほかに御質疑がなければ、福祉局関係団体の審査はこの程度にとどめたいと存じます。

当局、どうも御苦労さまでした。

○委員長（門田まゆみ） 本日御協議いただく事項は以上であります。

次回の委員会は8月5日水曜日、午前10時より28階第4委員会室において、都市局関係6団体の審査を行いますので、よろしくをお願いいたします。

本日はこれをもって閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

（午後2時24分閉会）